

具体的施策の展開に関する点検結果

新国家戦略第4部では、第3部で示された取扱方針を受けた具体的施策の展開について、国土の空間特性、土地利用に応じた関係省庁の施策、野生生物の保護管理、生物資源の持続可能な利用、自然とのふれあい、動物愛護・管理といった横断的施策、調査研究、人材育成及び国際的取組等の基盤的施策を記述しています。

これらの具体的施策としては、生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議に参画する各省庁が具体的に実施し、又は実施に向けた準備及び検討を行っているものが掲げられています。多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、第2回点検と同様に、各施策の進捗状況を数値化して示すとともに、共通の様式を定めて個票を用いて点検を行っています。

なお、新国家戦略策定以降、生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から一定の進展があったものとして各関係省庁が点検したものを記載しています。

1. 国土の空間的特性、土地利用等に応じた施策

(1) 森林・林業

生物多様性の保全や地球温暖化防止など、多面的機能を有する森林を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、国民参加の緑づくり活動推進事業等を通じて、森林ボランティア活動等、広範な国民による森林づくり活動を支援し、適切な森林の整備・保全を推進するとともに、貴重な動植物の生息・生育地等である保護林や保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を図る緑の回廊を増設するなど、生態系の保全及び遺伝的な多様性の確保等の取組をさらに進めました。

【数値から見る具体的施策の展開】

「平成16年度までに232箇所において森林ボランティア活動におけるフィールドの整備を行うなど、国民による森林の保全・整備活動を支援しました。

また、国有林においては、引き続き保護林等の設定に取り組み、その適切な保全・管理の一環として植生の回復や保護柵の設置を行うなど、生態系の保全を図りました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国有林野の内保護林が設定された箇所数及び面積	H14.4.1	821箇所 (約55万ha)	H17.4.1	840箇所 (約66万ha)	19箇所 (約11万ha)
森林生態系保護地域の箇所数及び面積	H14.4.1	26箇所 (320千ha)	H17.4.1	27箇所 (400千ha)	1箇所 (80千ha)
森林生物遺伝資源保存林の箇所数及び面積	H14.4.1	12箇所 (36千ha)	H17.4.1	12箇所 (36千ha)	0
植物群落保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	356箇所 (138千ha)	H17.4.1	371箇所 (160千ha)	15箇所 (22千ha)
特定動物生息地保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	32箇所 (16千ha)	H17.4.1	34箇所 (19千ha)	2箇所 (3千ha)
特定地理等保護林の箇所数及び面積	H14.4.1	34箇所 (30千ha)	H17.4.1	35箇所 (30千ha)	1箇所 (0ha)
保安林の指定面積(実面積)	H14.3.31	9,052千ha	H17.3.31	11,331千ha	2,279千ha
全国の緑の回廊の箇所数及び面積	H14.4.1	13箇所 (約28万1千ha)	H17.4.1	19箇所 (約39万1千ha)	6箇所 (約11万ha)
郷土の森の箇所数及び面積	H13.4.1	32箇所 (2千ha)	H15.4.1	32箇所 (2千ha)	0
レクリエーションの森の箇所数及び面積	H13.4.1	1,263箇所 (約41万ha)	H15.4.1	1,257箇所 (約41万ha)	6箇所 (0ha)

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1(2)多面的機能の発揮のための森林の整備の推進	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
国民の要請に応え、森林の有する多面的機能を将来に渡り持続的に発揮できるよう、地域の特性に応じた森林施業の実施や公的な関与による森林の整備に努めるとともに、これらの森林施業等を効率的に行うための林内路網の整備や地域活動の支援等を通じて、森林の整備を計画的に推進する。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 森林整備事業の着実な推進 国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、木材の供給等、国民生活の向上及び国民経済の発展に不可欠な森林の有する多面的機能の発揮に資するため、造林、保育、間伐等とそれらの作業を実施するための林内路網の整備等を実施。	平成14年に重視すべき機能（「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分）に応じ森林整備事業を再編し、各事業の目的に応じ、計画的に造林、保育、間伐等やそれに必要な林内路網の整備等を実施。	
イ. 森林整備地域活動支援交付金制度 森林施業の適切な実施に不可欠な森林の現況調査等の地域における活動を確保するための支援。	平成16年度は、44道府県の1,725市町村で交付金を交付。また、交付金の対象となった森林面積は約160万ha。	
ウ. 公的な関与による森林の整備 所有者等の自助努力では整備が進まない森林において、水土保持等の機能が低下した保安林等について、治山事業等による森林の整備を推進。	治山事業等により計画的に森林の整備を実施。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
ア. 森林整備事業費(民有林)	135,254	122,284
イ. 森林整備地域活動支援交付金	7,145	7,303
森林整備地域活動支援推進交付金	150	115
ウ. 治山事業(国費)	106,451の内数	98,956の内数
		引き続き重視すべき機能に応じた適正な森林の整備と森林の過密化などにより土砂の流出、崩壊等を発生させるおそれのある保安林において森林の整備が必要。また、森林整備地域活動支援交付金制度が、引き続き広範に実施されるよう、都道府県、市町村と連携を図りつつ普及啓発が必要。

農林水産省林野庁整備課、企画課、治山課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策 (3) 森林保全の確保		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
<p>水源のかん養や保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保のため特に必要な森林を保安林として指定し、開発行為の規制等によりその適切な保全・管理を推進するとともに、保安林以外の民有林内での1haを超える開発行為について、都道府県知事の許可制とし、また、土砂の崩壊・流出等が発生した荒廃地等を復旧整備することにより、適切な森林の保全を確保し、森林が有している多様な役割・機能を維持することにより、森林の生物多様性の構成要素を将来に渡り持続可能な方法で利用。</p> <p>また、森林の多様な機能を発揮させるよう森林の健全性を確保するため、松くい虫等による森林被害への対策を実施する必要がある。</p>			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
ア. 森林の保全のための必要な規制 保安林の整備 保安林の指定及び適切な保全・管理の推進	平成16年度末時点の保安林指定面積は、約1,133万ha。土地の形質変更や立木の伐採等に係る許可制の適切な運用を推進。		
林地開発許可制度の運用 保安林以外の民有林内での1haを超える開発行為を規制	1haを超える開発行為を都道府県知事の許可制とし、環境の保全等の観点から許可の適否を判断。		
イ. 山地災害の防止と復旧 荒廃地等における治山施設などの整備を推進。	治山事業により山地災害から保全される森林の面積44,900ha(H16.3見込み)。		
ウ. 森林病虫害等の被害の防止 森林の多様な機能を発揮させるよう森林の健全性を確保するため、松くい虫等による森林被害への対策を実施	全国の対策対象松林(29万ha:平成16年度末時点)における松くい虫被害対策のほか、野生鳥獣等による被害対策を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度	H17年度	
ア. 保安林整備事業委託費等	890	697	保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用と、荒廃地等の復旧整備等を実施することなどにより、今後とも引き続き森林の保全を確保すると共に、引き続き、都道府県、市町村等との連携を図りながら、徹底した松くい虫等被害への対策を実施することが必要。
イ. 治山事業(国費)	134,725	126,776	
ウ. 森林病虫害等防除事業	2,508	2,504	

農林水産省林野庁治山課、森林保全課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策 (7) 国民等の自発的な活動の推進		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	地球温暖化防止や生物多様性の保全をはじめとする多面的機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図る必要がある。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を社会全体で支える国民意識の醸成	平成16年度においては、44都道府県において、森林ボランティア活動等広範な国民による森林づくり活動に対する支援等を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度 H17年度		
国民参加の緑づくり活動推進事業	369	135	森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。
青年森林協力隊活動推進事業	17	-	
学校林整備・活用推進事業	52	47	
森林づくり交付金	-	4,431の内数	

農林水産省林野庁森林保全課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節1 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策 (8) 都市と山村の交流等		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	森林の中での様々な体験活動を通じて人々の生活や環境と森林について学ぶことにより地球温暖化防止など森林の多面的機能等に対する理解を深めるとともに、里山林等における生物多様性の保全や保健・文化・教育的利用を推進する。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
森林環境教育の推進	森林環境教育活動を推進するための人材の育成、プログラムの開発、情報提供、体験活動の場の整備等を実施。		
里山林等の保全・整備・利用活動の推進	NPO等や市民参加による里山林等における多様な利用活動を推進。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度 H17年度		
森林環境教育活動の条件整備促進事業	22	7	森林環境教育活動や里山林等における多様な利用活動のより一層の展開を図る。
教育のもり整備事業	238	-	
共生林の多様な利用活動推進事業	6	-	
里山林自然・文化体験活動の促進	6	-	
森林づくり交付金	-	4,431の内数	

農林水産省林野庁計画課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節2 森林によって供給される財とサービスの提供及び利用の確保に関する施策 (2) 特用林産物生産の促進 (3) 森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	(3)森林と人との豊かな関係を構築し、環境との調和や資源循環利用に果たす森林・林業の役割への国民的理解の醸成を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(2)特用林産物生産の促進 特用林産物の生産振興や加工・流通施設等の整備等を支援。	平成15年に特用林産物の生産販売施設を整備。 また、木炭、竹炭については、成分調査、生産技術研修及び適切な利用方法等の情報提供等を実施。	
(3)森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進。	平成16年度には44都道府県において森林ボランティア活動を支援するとともに、ネットワークの構築、指導者の育成・安全の確保など国民が行う森林づくり活動や森林体験学習、里山林等における多様な利用活動等への支援等を実施中。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
林業・木材産業構造改革事業の内数及び特用林産振興対策事業 国民参加の緑づくり活動推進事業 学校林整備・活用推進事業 森林環境教育活動の条件整備促進対策事業 教育のもり整備事業 共生林の多様な利用活動推進事業 森林づくり交付金	369 52 -	135 47 4,431の内数
	より一層の森林の有する多面的機能の発揮のためには、農山村地域の活性化が喫緊の課題であり、引き続き施策を講ずることが必要。	

農林水産省林野庁経営課、計画課、森林保全課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節2 森林によって供給される財とサービスの提供及び利用の確保に関する施策 (1) 木材の有効利用の推進等 (2) 特用林産物生産の促進		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的	再生産が可能で人や環境に優しい資材である木材の有効利用とその供給体制の整備を推進し、林業及び木材産業の活性化を図ることにより、森林の整備及び保全、ひいては生物多様性などの森林の有する多面的な機能の高度発揮の確立に資する。 特用林産物生産の促進により、農山村地域の活性化を図るとともに、森林資源の持続的活用を通じて、森林の有する多面的機能の確保を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(1) 木材の有効利用の推進等 木材利用の意義について国民への普及啓発 木の良さや木材利用の意義等について、普及啓発を実施。 住宅への利用推進 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携強化による家づくりや住宅リフォーム等新たな利用分野における地域材需要の開拓等を実施。 公共施設への利用推進 シンボル性が高く波及効果の期待できる公共施設の地域材を用いた整備等への支援を実施。 木質バイオマスエネルギーへの利用推進 未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の整備を実施。 木材産業の構造改革 木材産業の構造改革を進めるために必要な加工流通施設の整備及び木材利用に関する技術開発への支援等を実施。	平成16年度に46都道府県において、講習会、シンポジウム、木工教室の開催等を通じた普及啓発を実施。 平成16年度に43都道府県において、関係者に対する説明会の開催、セミナー等による普及啓発、住宅用内装材の開発等を実施。 平成16年度に36地域において地域材を用いた公共施設の整備を実施。 平成16年度に27地域において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。 平成16年度に38箇所の加工流通施設の整備、5件の技術開発支援等を実施。		
(2) 特用林産物生産の促進 特用林産物の生産振興や加工・流通施設等の整備等を支援。	平成16年に特用林産物の生産販売施設等の整備を39地域で実施。 また、木炭、竹炭については、成分調査、生産技術研修及び適切な利用方法等の情報提供等を実施。		
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題		
	当初予算(百万円) H16年度 H17年度		
強い林業・木材産業づくり交付金及び木へのこだわり強化事業等	239の内数	7,935の内数	地域材の実需拡大を図るための消費者対策を推進するとともに、関係省庁とも連携を図りつつ、住宅や公共施設等への地域材利用を推進することが必要。 また、木質バイオマスエネルギー利用施設の整備や技術開発等による木材立田 理一郎 <RIICHIRO_TATSUTA@env.go.jp>の多角的利用を推進することが必要。 さらに、大ロットに供給する新しい流通・加工システムの構築を推進する等、消費者ニーズに対応した品質・性能の明確な製品の安定供給体制の
強い林業・木材産業づくり交付金及び「顔の見える木材での家づくり」推進事業等	254の内数	7,933の内数	
強い林業・木材産業づくり交付金	847	7,809の内数	
強い林業・木材産業づくり交付金	1,059	7,809の内数	

強い林業・木材産業づくり交付金及び地域材利用促進のための新たな技術開発事業	3,433	7,850の内数	整備を推進することが必要。 特用林産物生産の促進については、より一層の森林の有する多面的機能の発揮のためには、農山村地域の活性化が喫緊の課題であり、引き続き施策を講ずることが必要。
(2)林業・木材産業構造改革事業及び特用林産振興対策事業 強い林業・木材産業づくり交付金及び特用林産振興対策事業	3,944の内数	7,860の内数	

農林水産省林野庁木材課、経営課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章1節3 国有林野における取り組み (3) 国有林野の維持及び保存		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4, 5		
3. 本施策を展開する必要性とその目的 原生的な天然林や優れた自然環境を有する森林、貴重な動植物の生息・生育地等を「保護林」に設定し、その保護に努めるとともに、保護林同士を連結したネットワークによる野生動植物の移動経路の確保を通じ、生息・生育地の拡大、個体群の交流を促進し、種の保存や遺伝的な多様性の確保を図る「緑の回廊」の取組を進めるなど、生物多様性の保全を推進			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
保護林の設定 原生的な天然林や優れた自然環境を有する森林、貴重な動植物の生息・生育地等を指定し、積極的に保全を図る。	平成16年度に新たに3箇所の保護林を設定。 保護林設定面積 約66万ha (840箇所) (H17.4.1)		
緑の回廊の設定 保護林同士を連結して、分断された個体群の交流及び遺伝的多様性の確保により、森林生態系の効果的な保護・保全を図る。	保護林同士を連結する緑の回廊の保全・整備等を実施。 緑の回廊設定面積 約39万ha (19箇所) (H17.4.1)		
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題		
	当初予算(百万円)		
	H16年度	H17年度	
保護林保全緊急対策事業	99	99	引き続き適正な保護管理を実施することが必要。
緑の回廊整備特別対策事業	214	213	
希少野生動植物保護管理事業	108	108	
森林生態系保護地域(バッファゾーン)整備事業	30	30	
自然再生推進モデル事業	283	248	

林野庁 経営企画課

(2) 農地・農業

農業農村整備事業の実施に当たっては、環境との調和に配慮することを基本原則としており、市町村において環境配慮の基本方針等をまとめた田園環境整備マスタープランを踏まえて、自然と共生する田園環境の創造に貢献する事業を推進しています。

また、自然再生推進法の制定を踏まえ、農村地域における自然環境の保全・再生活動を推進しています。

さらに、中山間地域等においては、農業生産活動を通じた自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、地域の特性に即した里地や棚田の整備を推進しています。

【数値から見る具体的施策の展開】

自然再生への取組として、平成16年度までに田園自然環境保全・再生支援事業を54地区において実施しました。また、田園環境整備マスタープランが2,541の市町村で策定され、策定市町村が倍増しました。さらに、田んぼの生きもの調査を継続して実施するとともに、農業農村環境情報調査を394地点において実施し、環境との調和に配慮した事業のための基礎資料を蓄積しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
環境保全型農業に取り組んでいる農家の戸数と農家全体に対する割合	H12	50万2千戸 (約2割)	H12	50万2千戸 (約2割)	0
エコファーマー認定件数	H14.3	9,226件	H16.12	67,131件	57,905件
「田園環境整備マスタープラン」策定市町村数	H14.3	1,191市町村	H17.3	2,541市町村 全国市町村数 3,190 (H15. 4現在)	1,350市町村
田園自然環境保全・再生支援事業の実施地区数	H14.3	0地区	H17.3	54地区	54地区
市民農園区画数	H14.3	144,312区画	H16.10	152,481区画	8,169区画
「田んぼの学校」登録数	H14.3	350件	H17.4	951件	601件
「田んぼの生きもの調査」調査箇所数	H14.3	1,098の農業水路、ため池等	H17.3	2,351の農業水路、ため池等	1,253の農業水路、ため池等
「農業農村環境情報整備調査」による調査対象47地区内のサイト数	H14.3	0地点	H17.3	394地点	394地点
中山間地域等直接支払制度の交付面積及び下段()内は協定数	H14.6	632千ha (32,067)	H17.6	665千ha (33,970)	33千ha (1,903)

1. 第4部における事項番号と施策名	1章2節3 環境に配慮した農業農村の整備	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 農業生産基盤の整備や農村生活環境の整備、農地の保全等を行う農業農村整備事業の実施に際しては、農業の持続的発展や農村の振興を目的とし、地域全体を視野において、可能な限り生態系や景観等への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な二次的自然環境を形成・維持し、持続可能な社会の形成に資するよう、さらに環境との調和に配慮していくものである。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
生態系などの環境に配慮した整備 環境との調和への配慮を原則として、 農業農村整備事業を実施	2,541の市町村で田園環境整備マスタープランを策定 (H17.3)。このプランで定めている環境創造区域内において、環境創造施設を1,050地域で整備。	
環境保全技術の確立 環境との調和への配慮を行うための 手法・技術を整理・開発し普及	ほ場整備をテーマとした「手引き」を充実し、環境配慮施設の事例、生きもの情報等のデータベース化や実証施設を用いて生態系保全技術を開発。	
自然再生への取組 農村地域における自然環境の保全・ 再生活動の取組を推進	田園自然環境保全・再生支援事業を54地区で実施し、地域住民、NPO等と連携した自然再生活動を支援するとともに「田園自然再生活動コンクール」を実施。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
農業農村整備事業費	834,542 の内数	795,591 の内数
田園自然環境保全・再生支援事業	100	17
元気な地域づくり交付金	-	46,607 の内数
	環境との調和に配慮した農業農村整備を一層促進するためには、環境配慮に関するさらなる技術や情報の蓄積や技術者の育成、地域住民の参加を行う新たな体制の確立等に努めることが必要。	

農林水産省農村振興局計画部資源課、事業計画課、整備部設計課、農村整備課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章2節4 農村の環境の保全と利用	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 農村地域の豊かな自然や美しい景観を活用した都市と農村の交流により、都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化を図るとともに、中山間地域等の振興により農業生産活動による多面的機能の確保を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
<p>棚田地域等の生産基盤の整備 里地や棚田等において、地域の特性に即した簡易な整備等を実施。</p> <p>農地の維持管理等の活動支援 生産条件に関する不利を補正する中山間地域等直接支払制度を実施。</p> <p>都市農村の交流の促進 グリーン・ツーリズムの推進や市民農園の整備などを促進。</p>	<p>里地棚田保全整備事業を20地区（新規）で実施し、里地や棚田における土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生を推進。</p> <p>中山間地域等直接支払制度の実施により、平成16年度までに66万5千haの農地について、維持管理等の活動を行うための協定を締結。</p> <p>谷津田などにおいて、都市住民との交流を図るため21地区において、滞在交流拠点や体験交流空間を整備し、平成16年10月までに全国で152,481区画の市民農園を開設し、都市と農村の交流を図った。</p>	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算（百万円）	
	H16年度	H17年度
里地棚田保全整備事業 元気な地域づくり交付金	1,795 -	- 46,607の 内数
中山間地域等直接支払制度 やすらぎ空間整備事業	16,800 615	21,800 -
	都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化や棚田地域の美しい景観の保全など多面的機能の発揮等に向け、都市と農山漁村の交流のための施策及び地域の特性に応じた整備等の施策を講ずることが必要。	

農林水産省農村振興局地域振興課、整備部農村整備課

(3) 都市・公園緑地・道路

良好な都市環境や都市景観の形成、生物多様性の確保等のために重要な都市の緑とオープンスペースを効率的かつ効果的に確保するため、届出により土地利用との調整を図ることで緑地の保全を図る「緑地保全地域」の創設、都市中心部などで緑化率の規制を行う「緑化地域」の創設、都市公園の区域を立体的に定めることを可能とする「立体都市公園制度」の創設などを行う「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」が平成16年12月に施行されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

都市公園の面積が、95,940haから10,430ha増加し、106,370haになりました。これにより一人当たり都市公園等面積は、8.1㎡/人から8.9㎡/人へと増加しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
緑の基本計画を策定した地方公共団体数	H14.3末	477市町村	H17.3末	649市町村	172市町村
人口50万人以上の大都市の内緑の基本計画を策定した地方公共団体の割合	H14.3末	90%	H17.3末	97%	7%
住民一人当たりの都市公園等面積	H13.3末	8.1㎡	H17.3末	8.9㎡	0.8㎡
都市公園の整備箇所数及び面積	H13.3末	80,932箇所 (95,940ha)	H17.3末	89,216箇所 (106,370ha)	8,284箇所 (10,430ha)
首都圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約15,693ha	H17.3末	約15,693ha	0
近畿圏の近郊緑地保全区域の面積	H14.3末	約81,212ha	H17.3末	約81,212ha	0
全国の緑地保全地区の指定箇所数及び面積	H14.3末	282地区 (約1,411ha)	H17.3末	325地区 (約1,766ha)	43地区 (355ha)
全国の歴史的風土保存区域の面積	H13.3末	約15,526ha	H17.3末	約20,083ha	4557ha
全国の歴史的風土特別保存地区の指定箇所数及び面積	H13.3末	約8,323ha	H17.3末	51地区 (約83,213ha)	3ha
全国の風致地区の指定面積	H13.3末	約168,871ha	H16.3末	約169,089ha	約218ha
全国の市民緑地の指定箇所数及び面積	H14.3末	105地区 (約77ha)	H17.3末	110地区 (約82ha)	5地区 5ha

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節3 緑地の保全・創出に係る総合的な計画の策定	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	<p>自然と人間の共生する緑豊かな都市を形成し、国民が豊かさを実感できる生活環境を形成していくためには、官民が一体となって、都市における緑地の保全・創出を図ることが必要である。そのため、都市緑地法第4条の規定に基づき、緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画（緑の基本計画）を策定する。</p>	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
緑の基本計画の策定 市町村が緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための基本計画を策定する。	緑の計本計画策定済み 649市町村(H17.3)	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) H16年度 H17年度	7. 今後の課題
		平成16年の都市緑地法及び都市公園法改正により地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針が緑の基本計画の事項として追加されており、緑の保全・創出の計画的実施を行うため、多様な主体による緑地の保全、緑化の推進への参加を促進するため、緑の基本計画の策定をより一層推進することが必要。

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節4 緑地の保全・創出に係る諸施策の推進	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
都市において、より豊かな生物相を支えることができる環境を回復する観点から、都市全体において、樹林地や水辺、段丘崖の緑、社寺林、屋敷林などをネットワーク化するよう、緑地の保全・創出に係る諸施策を推進していくことが必要。また、道路整備においては、生物多様性のほか、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収等に資する道路緑化の促進や自然環境保全への配慮を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(1)都市公園の整備 都市公園の整備により、都市に残された緑地の保全と積極的な緑地の創出を図る。	都市公園等整備面積 106,370ha (H17.3)	
(2)道路整備における生物多様性の保全への配慮 道路のり面、植樹帯、中央分離帯等において、緑化の推進、生物の生息・生育空間の創出を図る。	都市内道路緑化率 51% (H15.3) (DID地区内の完成4車線以上の道路の管理延長に対する緑化延長の割合)	
(3)公共公益施設等における緑の創出 都市における水と緑のネットワークを構築するため、都市公園、道路、河川などの公共公益施設等における緑を積極的に創出する。	都市公園等整備面積 106,370ha (H17.3) 都市内道路緑化率 51% (H15.3) (DID地区内の完成4車線以上の道路の管理延長に対する緑化延長の割合)	
(4)近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区 首都圏の近郊整備地帯又は近畿圏の保全区域の樹林地等について近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区を定め、行為規制により保全を図る。	近郊緑地保全区域決定状況 96,905ha (H17.3) 近郊緑地特別保全地区決定状況 3,456ha (H17.3)	
(5)緑地保全地区(特別緑地保全地区に名称変更) 都市内に残された緑地について、特別緑地保全地区を定め、現状凍結的に保全を図る。	特別緑地保全地区決定状況 1,766ha (H17.3)	
(6)歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区 古都において、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区を定め、歴史的風土の保存を図る。	古都指定状況：京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、櫻井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市(8市1町1村) 歴史的風土保存区域指定状況 22,487ha (H17.3) 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,327ha (H17.3)	
(7)風致地区 都市における風致の維持を図るため、都市計画の地域地区として風致地区を定め、良好な都市環境の形成を図る。	風致地区決定状況 169,089ha (H16.3)	
(8)市民緑地 土地所有者と地方公共団体等の中で契約を締結し、民有緑地の市民への公開を行う。	市民緑地の契約締結状況 82ha (H17.3)	
(9)生産緑地地区 良好な都市環境を確保するため、都市内に残存する農地の計画的な保全を図る。	生産緑地地区決定面積 14,884ha (H16.3)	
(10)その他、屋敷林、雑木林等の保全について 保存樹、保存樹林の指定や、緑地協定の活用等により、適切に緑の保全を進める。	保存樹指定本数 69,302本 (H17.3) 保存樹林指定件数 8,557本 (H17.3) 緑地協定締結件数 530件 (H17.3)	
(11)民有地における緑の創出、緑化の推進 緑化施設整備計画認定制度などを活用し、屋上・壁面を含む民間建築敷地の緑化を推進する。	緑化施設整備計画認定制度における認定緑化施設 14件 (H17.3) 平成16年の都市緑地法改正により、緑化率規制を行う緑化地域制度を創設。	
都市近郊の緑地の保全 土地利用と調整を図りつつ緩やかな行為規制による緑地の保全を行う。	平成16年の都市緑地法改正により、届出・命令制の緑地保全地域制度を創設。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H16年度	
	H17年度	
(1)(4)(5)(6)都市公園・緑地保全	135,924	128,676
	平成16年の都市緑地法及び都市公園法	

等事業（国費） (2)道路緑化（事業費）	34,793	34,285	改正により都市の緑地の保全及び緑化の推進を図る制度の充実が図られており、それらを含めた各種施策の総合的な展開をより一層推進することが必要。
-------------------------	--------	--------	---

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
国土交通省道路局地方道環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節5 緑地の保全・創出に係る普及啓発等	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 都市緑化意識の高揚、緑豊かな潤いのある住みよい環境づくりを推進するための普及啓発、都市の緑における環境学習・環境教育の推進、民間活動との協働による緑の創出の取組を図り、都市地域における生物の生息・生育環境の保全・創出を推進する。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(1) 緑に関する普及啓発の推進 みどりの週間や都市緑化月間において、全国「みどりの愛護」のつどい、全国都市緑化フェア等の開催や緑化に係る功労者表彰等を実施。	平成16年度実施状況 第15回全国「みどりの愛護」のつどい (平成16年4月24日 国営吉野ヶ里歴史公園(佐賀県)) 第21回全国都市緑化フェア/しずおか国際園芸博覧会 (平成16年4月8日～10月11日(静岡県浜松市))	
(2) 環境教育の推進 都市公園等において、地域での市民の環境活動、各種環境学習プログラムの実施などの都市の緑における環境学習・環境教育を推進。	国営公園において、参加体験によって環境問題等の知識を身につけることができる環境教育プログラム「プロジェクト・ワイルド」等を実施。	
(3) 民間活動との協働による緑の創出の取組 緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材等に係る助成等を行う民間における事業等を積極的に支援。	都市緑化基金等の緑化推進事業を行う公益法人による緑化支援活動に関する環境整備、同公益法人や各自治体や企業の実施している緑化推進に関する取組についての事例等を紹介。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) H16年度 H17年度	7. 今後の課題
		緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑化の推進等の取組が不可欠であり、今後もより一層の普及啓発活動を実施していくことが必要。

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章3節6 下水道事業における生物多様性の保全への取組	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
健全な水循環系を構築する上で下水道の担う役割は大きく、公共用水域の水質保全、ひいては、生態系の保全に大きく貢献しています。しかしながら、依然として水質環境基準の達成率が低い閉鎖性水域等が存在しており、それらにおける水質を改善するためには、通常の二次処理のみでなく、高度処理、合流式下水道の改善等が求められます。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
下水道普及率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。	平成16年度において、下水道普及率が67%から68%へ向上。	
高度処理人口普及率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。	平成16年度において、下水道の高度処理普及率が12%から13%へ向上。	
合流式下水道改善率の向上 事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。	平成16年度において、合流式下水道改善率が15.3%から17.0%へ向上。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
下水道事業	874,880の内数	798,119の内数 *他に内閣府に一括計上されている 汚水処理施設整備交付金 国費30,000百万円がある。
	各種普及率は依然として低く、引き続き促進を図ることが必要。	

国土交通省都市・地域整備局下水道企画課

(4) 河川・砂防・海岸

平成14年度から環境を主目的に事業を実施する自然再生事業を新たに創設し、釧路湿原の保全や荒川の旧河道の復元などに取り組んでいます。平成17年度からは、上流ダムにおける環境整備と河川における環境整備を連携することにより、効果的な河川の水質浄化やダムから河口まで連続した魚道整備による魚類の遡上・降下環境の改善等を図る総合水系環境整備事業を行っています。

また、砂浜を中心とする海浜部の生物の生息・生育状況の実態を把握し、併せて生物の生息・生育基盤環境に関する情報を取得するための「海辺の生物国勢調査」を平成15年度に実施し、さらに市民と連携した調査の手法について検討を行っています。

【数値から見る具体的施策の展開】

河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施している箇所が順調に増えていきます。

【全国の一級河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施している箇所数】
0箇所（H14.3） 25箇所（H16年度）

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の河川の湿地・湿原等の再生を行う自然再生事業を実施した箇所数	H14.3	0箇所	H17.3	25箇所	25箇所
発電ガイドラインによる清流回復延長	H14.3	約3,500km	H17.3	約4,900km	約1,400km
全国の直轄管理の一級河川の水質基準（BOD及びCOD）の満足率	H14	85%	H16	88%	3%
「子どもの水辺」登録箇所数	H14.3	45箇所	H17.3	208箇所	163箇所
「水辺の楽校プロジェクト」の登録地数	H14.1	213箇所	H17.3	244箇所	31箇所
都市山麓グリーンベルト整備事業箇所	H14.3	15箇所	H17.3	15箇所	0箇所
砂防環境整備事業完成箇所	H14.3	81箇所	H17.3	83箇所	2箇所

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(4) 河川・砂防(生物の生息・生育空間の保全・復元による生物多様性の確保)		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	4		
3. 本施策を展開する必要性とその目的 河川行政においては、自然災害から生命・財産を守るという要請に緊急的・効率的に応えるため限られた空間で洪水を処理してきたこともあり、事業の進め方において、生物の生息環境等への配慮が足りなかったことは否めないが、平成9年の河川法改正により「河川環境の整備と保全」が目的に加わったことも踏まえ、生物の多様な生息・生育環境の確保を図ることが重要となっている。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
ア. 多自然型の川づくり 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮した河川整備の実施。	全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然型川づくりを実施。		
イ. 魚がのぼりやすい川づくり 堰・砂防えん堤等の河川を横断する施設の改良、魚道の設置・改善等の実施。	「魚がのぼりやすい川づくり推進モデル事業」として全国19のモデル河川を指定し、事業を推進。平成16年度末に、これまで得られた知見等を踏まえ、「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」を作成し、全国の都道府県等に周知。		
ウ. ダム整備等に当たっての環境配慮 事前に環境調査等を行い、計画段階から自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう配慮。	現在事業中の全てのダムにおいて、自然環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう適切な措置を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度	H17年度	
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数	災害に対する安全性を向上しつつ、地域における市民、NPO等と十分連携を図りながら、より一層生物の生息・生育空間の保全・復元を図ることが必要。
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数	
砂防事業費	216,324の内数	202,793の内数	
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(5) 河川・砂防(自然再生の推進)		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4		
3. 本施策を展開する必要性とその目的 自然再生推進法が成立するなど、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることが求められており、過去の開発等により失われた河川における良好な自然環境を積極的に再生することが求められている。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
自然再生事業 過去の開発等で失われた良好な自然環境である自然河川等の再生を図る。	釧路湿原等の湿地の再生、荒川(東京都)等の河岸の再生、標津川(北海道)等の蛇行河川の復元等の実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度	H17年度	
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数	地域が主導的に計画を策定し、地域の自主性と創意工夫を活かしつつ、関係行政機関、地域住民、学識経験者等が一体となった実施が必要。
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(6) 河川・砂防(水量・水質が確保された清流の復活による生物多様性の確保)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
<p>河川の水環境として、水量・水質が適正に確保されていることが、生物の生息・生育環境にとっても重要である。また、洪水によるかく乱や、流量変動など河川そのものが持つダイナミズムとその環境下で形成される自然環境に特徴があり、河川環境を考える上では、どのような流量変動があるかということも重要である。</p> <p>また、水質の汚濁に係る環境基準は人にとっての良好な環境の保全が中心であったが、水生生物の保全の観点から、水質環境基準を追加設定する。</p>		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. ダムの弾力的管理試験	平成16年度は、全国24ダムで試験に取り組んでおり、岩手県田瀬ダムにおいて無水区間の解消により移動性魚類の生息域が拡大するなど効果が確認されている。	
イ. 水力発電に伴う減水区間の解消	一級河川の全発電所(1,559箇所)の減水区間(約1,300箇所、約9,500km)のうち、現在までに約6割の区間の改善がなされている。	
ウ. 水質浄化対策	千葉県手賀沼において浄化水の導入により水質が大きく改善されるなど、汚濁の著しい河川の水質改善がなされている。	
エ. ダム貯水池における水質保全対策	阿木川ダム(岐阜県)や野村ダム(愛媛県)等で事業を実施し、水質の改善に取り組んでいる。	
オ. 水環境改善緊急行動計画	平成16年度に計画対象河川は34箇所となり、堀川(愛知県)、寝屋川(大阪府)等では行動計画を策定、取組の推進が図られている。	
カ. 水生生物の保全に配慮した水質目標の設定	平成15年度に水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。引き続き、調査・検討を実施。また、環境基準の設定を受け、平成16年度より中央環境審議会の専門委員会において水生生物の保全のための排水規制等の検討を実施。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
水生生物保全のための水質目標の検討		
水生生物保全のための排水影響調査	108	135
	35	20

国土交通省河川局河川環境課
環境省水・大気環境局水環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(7) 河川・砂防(溪流や斜面等における生物多様性の確保)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	砂防事業は、我が国の急峻な地形や世界有数の降雨量、及び山地等への都市化の進展などの条件により引き起こされる土砂災害から人命・財産を保全するとともに、荒廃地において緑の復縁を図る事業であり、源流部における荒廃地から都市地域の住宅裏の斜面に至るまで全国各地で行い、山地や溪流等において自然環境・生物多様性を保全しながら、土砂災害から住民の生命・財産を守る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 荒廃地等における緑の創出・保全 市街地に隣接する山麓斜面に一連の樹林帯(グリーンベルト)の形成を推進。	都市山麓グリーンベルト整備事業を15都市域で実施中。	
イ. 水と緑豊かな溪流空間の創出 周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境を再生。	良好な緑地と水辺の空間を確保し、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復等を図るため、平成17年度は砂防環境整備事業を4流域で継続中。	
ウ. 流域一貫となった総合的な土砂管理 適正な土砂の流下を確保。	土砂管理上の問題が顕在化している流域において荒廃地での山腹工等、透過型砂防えん堤を施工中。 また、流砂系一貫した土砂の量と質に関するモニタリング調査を安倍川水系等において、継続中。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H16年度	H17年度
砂防関係事業費	298,658の内数	277,174の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
		砂防指定地の指定等のソフト対策と併せた効果的な事業の実施を図ることが必要。 住民の憩いの場を提供し、快適な生活環境を創造するため、地域住民の意見が十分反映できるよう工夫が必要。 山腹工や透過型砂防えん堤の整備による量的な効果を把握し、検討することで、効果的な事業の実施を図ることが必要。

国土交通省河川局砂防部砂防計画課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(8) 河川・砂防(河川環境に関する調査研究)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 河川環境に関する基礎的なデータの収集や調査研究を通じ、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 河川水辺の国勢調査 河川やダム湖の生物の生息・生育状況等を定期的・継続的に調査する。	魚類、底生生物、鳥類、陸上昆虫、両生類・は虫類・ほ乳類の調査結果を公表するとともに、引き続き調査を実施する予定。	
イ. 河川生態学術研究 河川環境に関する学際的な研究を総合的に実施。	フィールドとして多摩川、千曲川、木津川、北川、標津川の5河川を設定し、現地調査をベースとした共同研究が進められている。	
ウ. 自然共生センター 河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施。	現在までに、河川改修においては瀬、淵構造を考慮することが重要であることなどを確認しており、様々な河川の復元工法による効果を検証中。	
エ. 水生生物調査 川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」等の程度を調査。	平成16年度の水生生物調査の参加者は、約90,000人であった。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
簡易水質診断手法推進	2	1
これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元に資する復元工法等に反映させることが必要。		

国土交通省河川局河川環境課
環境省水・大気管理局水環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(9) 河川・砂防(外来種対策による生物多様性の確保)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 河川における多様な環境は、多様な生物に生息・生育環境を提供しているが、外来種の進入は在来種に影響を与えたり、交雑によって在来種の純系を失わせたり、河川特有の生態系を損なうなど、河川の生態系の質を低下させる可能性があるため、これらに対する対策が必要。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
外来種対策の実施 河川管理における外来種対策のガイドラインの作成等継続的な対策の実施。	市町村、地域住民等が共同で、繁殖が激しいアレチウリの駆除を行うなどの取組を継続的に実施。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
繁殖力の強い外来種については、外来種の侵入を未然に防止することが重要である他、数年間の継続的な対策の実施が重要。		

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(10) 河川・砂防(市民との協働による生物多様性の確保)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 河川は「地域共有の公共財産」であることから、河川整備計画の策定における住民意見の反映のみでなく、日頃から地域住民が積極的に川との関わり合いを持つことが重要。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
河川における環境保全活動、川を活かしたまちづくり活動等様々な分野における民団体等との連携・支援。	茨城県の霞ヶ浦、北浦におけるアサザ(特有の種)の再生、荒川中流部における湿地再生等、各地で市民と連携した環境保全活動を実施中。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
	市民等が主体となった取組が積極的にされるよう環境の整備を図るとともに、市民団体等の活動に関する社会的機運について地域により偏りが生じているため、全国各地域において市民団体等の活動の活性化を図る取組を行うことが必要。	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節1(11) 河川・砂防(河川を活用した環境教育や自然体験活動を通じた生物多様性の保全への貢献)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
河川は、身近に存在する独特の自然環境を有した生命の息づく場であり、我々が自然を学び、人間と自然との共生のための行動への意欲を育み、環境問題を解決する能力を育むためには、川での実践を伴った経験が必要であり、市民団体と連携した自然体験活動を促進していく必要がある。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 「子どもの水辺」再発見プロジェクト 河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって、子どもが水辺を親しめる場の提供や資機材の支援を行う。	平成16年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所208箇所、水辺の楽校プロジェクト登録箇所244箇所となっており、施策が活発化している。	
イ. 市民団体による自然体験活動の推進 全国の市民団体が中心となった「川に学ぶ体験活動協議会」が設立され、導者育成、自然体験活動等を推進。	指導者育成に関する活動を中心に行っている「川に学ぶ体験活動協議会」の構成団体数は130団体を超え、子どもたちだけでなく広い世代を対象に、川へ誘う活動を推進中。	
ウ. 環境教育プログラムの開発 河川の特性を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進する。	河川の特性或海外の先進的な環境学習システム、プログラム(米国のプロジェクトWET)を踏まえた環境学習プログラムの開発を推進中。	
エ. 川を安全に利用するための取り組み 河川における水難事故防止のため携帯端末等による雨量・河川水位等のリアルタイム情報の提供、啓発等を実施。	インターネット等による情報提供や川の安全利用に関するガイドブックの作成等、様々な取組を推進中。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数
砂防事業費	216,324の内数	202,793の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
	河川での活動は全国的に見ると偏りがあり、良好な河川環境、情報の有無等に地域差が生じている。これらの課題を克服することにより、河川を活かした環境学習、自然体験活動の推進が図られる。	

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章4節2(3) 海岸(海岸事業における現在の取組及び今後の方向)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
海岸は、その背後に多くの人口・資産が集中している空間であるとともに、海と陸が接し多様な生物が相互に関係しながら生息・生育している貴重な空間である。また一方で、津波、高潮、侵食などの自然災害から背後を防護する役割を担っている。このような海岸において、安全で活力ある地域社会を実現し、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりを図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
ア. 砂浜の保全・回復、渚の創生	平成16年度までに「渚の創生」事業の実施地区として18箇所を選定。	
イ. 海岸環境の保全・整備	平成16年度までにエコ・コースト事業の実施地区として48箇所を選定。	
ウ. 面的防護方式	「面的防護方式」への転換を一層推進している。	
エ. 利用への配慮等	平成16年度までに自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出)の実施地区として25箇所、海と緑の健康地域づくり(健康海岸事業)の実施地域として17地域、いきいき・海の子・浜づくりの実施地区として31箇所を選定。	
オ. ゴミの対策及び住民等の参加	地域住民、有識者等の参画により、生態系に配慮した海岸づくりを推進する観点から既設海岸保全施設の改良が実施されるよう、エコ・コースト事業を実施。	
カ. 調査研究の推進	安全かつ自然と共生する質の高い海岸の実現に資する調査研究等を実施している。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H16年度	H17年度
海岸事業費	78,515の内数	73,732の内数
	今後も引き続き、生物多様性に対して適正な海岸整備を実施することが必要。	

農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
国土交通省河川局砂防部保全課海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課

(5) 港湾・海洋

海水が汚染されヘドロ等の堆積している閉鎖性海域等において、水質・底質の改善や多様な生物の生息・生育環境の創出のため、航路や泊地の浚渫事業等で発生する良質な土砂を有効利用して行う覆砂事業・干潟等の創出事業や、有害なヘドロ等の汚泥浚渫事業、循環ポンプ等による水質改善事業等、海域環境創造・自然再生事業の推進に取り組んでいます。

【数値から見る具体的施策の展開】

取組の結果、実施箇所数が増加し、また干潟・藻場等を再生した面積も約2割増えました。

【港湾のうち干潟・藻場等を再生した面積】

1,070ha(H14.3) 1,350ha(H17.3)

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
全国の港湾の内干潟・藻場等を再生した面積	H14.3	1,070ha	H17.3	1,350ha	280ha
全国の港湾の内海域環境創造・自然再生事業等を実施した箇所数(整備済みの箇所数)	H14.3	51箇所28港3湾(24箇所)	H17.3	52箇所28港4湾(28箇所)	1箇所(4箇所)

1. 第4部における事項番号と施策名	1章5節1 港湾 (1)港湾整備事業の取組と方向性 (2)生物多様性を高める具体的施策
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4
3. 本施策を展開する必要性とその目的 沿岸部に産業が集中し沿岸域に環境負荷が集中する国土構造の中で、多様な生物の生息・生育環境である沿岸域の干潟・藻場等が消失してきた。このような中で、良好な自然環境を維持し、失われた自然環境についてはその回復に努め、さらに新たな環境の保全に積極的に取り組んでいくことが重要である。 国土交通省港湾局に於いては、これまでの港湾環境政策を見直し、平成17年3月に「港湾行政のグリーン化(今後の港湾環境政策の基本的な方向)」を新たに港湾環境政策の指針として策定した。そこでは、過去に劣化・喪失してきた自然環境を少しでも取り戻し、港湾のあらゆる機能に環境配慮を取り組んでいくこととしている。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)港湾整備事業の取組と方向性 港湾行政のグリーン化の推進 自然環境に優しく美しいみなどへ、都市と地球の環境に貢献するみなどへ、市民とともに歩むみなどへ、を基本理念に各施策を推進。 港湾法等の改正 平成12年3月に港湾審議会答申を踏まえ、港湾法の目的に「環境の保全に配慮しつつ」港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを明記するなど、取組姿勢の明確化を図った。	三河湾や堺泉北港等において、浚渫土砂等を有効活用した干潟や大規模緑地等の整備を実施。 港湾の開発利用等の計画の策定に際して、港湾及びその周辺の水質環境等に与える影響について、事前に評価するとともに、実施後も長期的な観点に立って環境への回避・低減を進め、環境の保全のための適切な措置や必要なモニタリングを実施している。 具体的には、三河港や尾道系崎港等において、整備後のモニタリングを実施。
(2)生物多様性を高める具体的施策 汚泥浚渫、覆砂事業等による水質等海域環境の改善 干潟、浅場、藻場及び臨海部の大規模緑地	海域環境の改善のため、回復可能な4,000haの干潟の内、28港4湾における52箇所(内28箇所が整備済み)において1,350haを再生。 上記に挙げた干潟の再生の他、大規模緑地として

の保全・再生・創出	尼崎西宮芦屋港(約10ha)、北九州港(約30ha)を整備中。	
研究の推進	実際の干潟の観察現地観測や世界最大規模の干潟	
干潟に関する環境機能の研究を推進	実験施設での調査・研究を推進。	
地域やNPOとの連携	地域住民、NPO、専門家等多様な主体との連携を	
専門家や地域の住民、NPOなど多様な主体の参画を得る。	図りながら、協働によるきめ細やかな取組を推進。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	沿岸域全体の環境保全について、多様な関係者と連携しながら、総合的により一層の環境保全が必要。科学的・技術的な知見を蓄積しながらそれを事業に反映させていくこと。	
(1)、(2)		
港湾整備事業費	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
	474,547の内数	432,988の内数

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

1. 第4部における事項番号と施策名	1章5節2(1) 海域の特性を踏まえた環境保全の推進	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
海生生物、海洋生態系や干潟藻場等の多様な場の保全については、海域や地域によって分布する生物が異なることから、沿岸域、沖合域、広域というそれぞれの特性に応じた保全を行う必要がある。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
<p>ア. 沿岸域の海洋環境保全</p> <p>「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、有明海及び八代海の世界の環境保全及び改善等の施策を推進する。</p> <p>東京湾については、「東京湾再生のための行動計画」に基づき、大阪湾については「大阪湾再生行動計画」に基づき、それぞれ関係省庁及び関係都府県市が連携して、陸域負荷削減対策、海域環境改善対策、モニタリング等、総合的な水質改善施策を実施する。</p> <p>東京湾、大阪湾、伊勢湾及び瀬戸内海の広域的な閉鎖性海域においては、環境基準の達成率が低く、底生生物の生息を阻害する貧酸素水塊が発生しているため、水質総量規制の実施により、陸域からの汚濁負荷の削減を図る。</p>	<p>「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年11月に成立、公布・施行され、平成15年2月には「有明海及び八代海の再生に関する基本方針」が定められた。また、有明海及び八代海の再生に係る評価等を行う「有明海・八代海総合調査評価委員会」が設置されこれまでに計14回開催。</p> <p>東京湾及び大阪湾において、常時監視及び広域総合水質調査により水質モニタリングを実施。昭和54年以来5次に渡り、水質総量規制を実施しているところ。平成16年度においては次期水質総量規制のあり方について検討を実施。</p>	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
有明海・八代海水環境調査	92	89
浅海域環境定量評価手法検討調査	19	-
貧酸素水塊発生機構解明調査	30	50
有明海・八代海再生方策検討調査	70	70
		<p>有明海及び八代海では、水質の富栄養化、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し、赤潮の増加や貧酸素水塊の発生等が見られる中で、二枚貝をはじめとする漁業資源の悪化が進み、海面漁業生産は減少を続けている。これらの状況にかんがみ、環境保全及び改善等を総合的かつ計画的に推進することが必要。</p> <p>東京湾及び大阪湾の再生については、関係省庁及び関係都府県市の連携を強化するとともに、行動計画の進捗状況を的確に把握し、その着実な実現に努めることが必要。</p> <p>水質総量規制については、水質総量規制基準の検討、総量削減基本方針の策定を行い、次期水質総量規制の確実な実施を図ることが必要。</p>

環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

(6) 漁業

漁場環境の保全を強力に推進し、海洋環境の維持・回復に大きく寄与しました。具体的には平成15年より都道府県レベルで水産資源の生息場となる水域の適正な保全と持続的な利用を図るための漁場環境保全方針の策定のための調査を開始し、既に3府県において計画を策定しました。特にユニークな事業として、沿岸漁場の保全には山林等の整備が重要との認識の下、「漁民の森づくり」事業を強力に推進し、平成16年度には1万3千人の参加により、約10万本の植樹活動を実施しました。

【数値から見る具体的施策の展開】

保護増殖事業においては、ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキの4種について保全方法及び増殖技術が開発され、着実な成果を挙げているところです。平成16年度においては、新たにスイゲンゼニタナゴ及びアユモドキを追加しています。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
水産生物の内希少種として採捕、所持、販売の制限・禁止を行った種数	H14.3	6種	H17.3	6種	0
保護水面の設定数	H14.3	120箇所	H17.3	118箇所	2箇所
保護増殖事業を実施している希少種の数(魚類)	H14.3	2種	H17.3	4種	2種

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節2 国際的な海洋生物資源の保全及び持続可能な利用 (1)海洋生物資源の保全 (2)海洋生物資源の持続可能な利用の推進 (3)鯨類資源への対応
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的 海洋生物資源は再生可能な資源であり、科学的根拠に基づき、適切な保全と持続的な利用を図ることが重要。大部分の海域で漁業関係国際機関等により、科学的根拠に基づいた資源管理措置を実施。今後とも適切な国際機関等の場を通じ、諸外国に対しこのような基本的考え方の理解を求め、海洋生物資源の適切な保全と持続的な利用が図られるよう努める。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)海洋生物資源の保全 漁獲非対象生物の偶発的捕獲等の対策	「はえ縄漁業によって偶発的に捕獲される海鳥の削減に関する国際行動計画」に基づく国内行動計画を策定・実施。
(2)海洋生物資源の持続可能な利用の推進 ア. 国際的な海洋生物資源に関する資源調査等の科学的調査・研究の推進	カツオ・マグロ類、サケ・マス類等についての資源調査研究を推進。
イ. 市場国としての役割・責任 国際的な合意に基づき、適切な資源管理を図るための市場関連措置を導入	・メバチ、メカジキ、クロマグロ及びミナミマグロ統計証明制度を実施。 ・ポリビア及びグルジアから大西洋メバチマグロの輸入を禁止。 ・マグロ類についてポジティブリスト対策を実施(平成15年度)。 ・マグロ類(メバチ、メカジキ及びクロマグロ)のポジティブリスト対策にミナミマグロを対象漁種として追加(平成16年)。
ウ. 規制遵守のための監視及び取締活	平成16年度は、公海及び外国周辺水域において取締船4隻

動	により、735隻日の指導監督及び取締活動を実施。	
工．海洋生物資源の潜在能力の開発	新漁場の開発や漁獲物の付加価値向上、新たな漁業生産システムの構築を目指す事業等を実施。	
(3)鯨類資源への対応 科学的研究に基づく鯨類資源の保存と持続的利用を国際的に確立させる。	毎年、捕獲調査と目視調査を南極海（これまで18回）、北西太平洋（これまで11回）で行い、鯨類資源の把握、海洋生態系の解明に貢献。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7．今後の課題
	H16年度	H17年度
(2)		
ア．国際資源調査等推進対策事業	1,269	1,151
ウ．公海及び外国周辺水域の指導監督及び取締費	1,118	1,073
エ．海洋水産資源開発勘定運営費交付金	3,077	2,990
(3)鯨類資源への対応（交付金除く）	997	974

農林水産省水産庁管理課、遠洋課、国際課、漁場資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節3 国内の海洋生物資源等の保全及び持続的利用	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 科学的根拠に基づく漁獲能力、漁獲量、漁獲努力量の管理により、再生可能な資源である海洋生物資源の適切な保全と持続的利用を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(2)資源回復計画等の推進	16計画(31魚種)を実施中。 45魚種で具体的な計画の策定に着手。	
(3)資源管理のための各種規制、再編整備の推進	平成14年に、農林水産大臣の許可を要する漁業の種類を見直すとともに、従来の許可隻数を約2割削減。	
(4)規制遵守のための監視及び取締活動	平成16年度は、我が国周辺水域において取締船35隻により8,015日間、取締航空機4機により1,336時間の取締活動を実施。 沿岸域における密漁防止に関しては、2地区で関係機関との合同取締模擬訓練を実施。	
(5)生物多様性に配慮したつくり育てる漁業の推進	生態系、遺伝子の多様性等に配慮し、重要な海産魚介類82種について種苗生産(H16.3)。	
ア. 栽培漁業の推進	多様性の保全等のためのふ化放流を5河川で実施。資源の動態把握、野生種との共存や河川生態系に配慮した増殖のための調査研究を実施。	
イ. さけ・ます増殖事業の推進	漁場改善計画のカバー率57.3%(H17.1)。	
ウ. 養殖漁業の推進	生態系、遺伝子の多様性等に配慮した増殖方法等の調査研究を実施。	
エ. 内水面漁業・養殖業の推進	底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、平成15年度62地区、平成16年度56地区で実施。	
オ. 漁場の造成と改良による生産力の向上	生息状況等の生態調査を行うとともに、保全・増殖手法の検討を実施。	
(6)希少水生生物の保護・管理の推進		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
(2)資源管理体制・機能強化総合対策 ・強い水産業づくり交付金	-	15,228
・資源管理体制・機能強化総合対策事業	40	31
・資源回復等推進支援事業	1,996	1,656
(4)・我が国200海里内の指導監督及び取締費	8,623	8,853
・漁場秩序管理モデル化推進事業	8	7
(5)・強い水産業づくり交付金	-	15,228
ア. 水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業(サケ・マス・ブランド推進型を除く)	603	-
イ. (独)さけ・ます資源管理センター運営交付金	223	234
ウ. 養殖漁場環境保全事業	289	60
エ. 健全な内水面生態系復元等推進事業	333	80
オ. 漁場環境保全創造事業	3,121	3,216
(6)野生水産生物多様性保全対策事業	10	9
	7. 今後の課題	
	資源回復計画を着実に推進するとともに、広域・組織化した密漁に対する抑止体制を確立することが必要。 また、生態系等に配慮した培養殖を引き続き推進することが必要。	

農林水産省水産庁管理課、沿岸沖合課、栽培養殖課、漁場資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	1章6節4 海洋環境等の保全		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 5, 6, 7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的 近年、社会経済活動の活発化に伴い、沿岸域の環境汚染が進行していることから、こうした状況に対して、海洋環境を保全し、良好な漁場を維持するために、漁場環境の保全・修復、環境に配慮した漁港漁村の整備を推進。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(1) 漁場環境の保全 ア. 漁場環境保全方針の策定	広域的な水域において、漁場環境保全方針策定の具体化の検討及び各都道府県における漁場環境保全方針策定の推進。		
イ. 廃棄物処理技術の開発・処理体制づくり	漁業用発泡スチロール・フロート等の漁業系廃棄物について、リサイクルシステム開発のための調査・開発試験を実施。		
ウ. 漁民の森づくり	全国各地の山林等において、漁業者やボランティア等約13,000人の参加により、約10,000本の植樹活動を実施。		
(2) 漁場環境修復の推進 ア. 底質改善、藻場・干潟の造成	底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を図るため、平成15年度62地区、平成16年度56地区で実施。		
イ. 漁業集落排水施設、浄化施設の整備	漁業集落排水施設による汚水処理人口比率31%（平成15年度末）。		
(3) 環境に配慮した漁港漁村の整備 ア. 自然環境に調和した漁港づくり	自然環境に調和した漁港づくりを推進するため、平成15年度21地区、平成16年度22地区で実施。		
イ. 漁港周辺水域の水質保全対策	汚泥やヘドロの除去等を行うことにより漁港周辺水域の水質保全対策を図るため、平成15年度6地区、平成16年度5地区で実施。		
ウ. 自然条件・景観に配慮した漁村の整備	自然環境や景観等に配慮した漁村の整備を16年度1地区で実施。		
エ. 都市と漁村間の交流促進	都市と漁村の共生・対流を進めるための施設整備を16年度19道県の地域で実施。		
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題		
	当初予算(百万円)		
	H16年度	H17年度	
(1) 川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり	706 の内数	15,228 の内数	底質の改善、藻場・干潟の造成により水産資源の生息場の環境の修復を更に推進することが必要。 また、都市と比べ立ち後れている漁業集落における汚水処理施設の整備の促進を図ることが必要。
(2)			
ア. 漁場環境保全創造事業	3,121	3,216	
イ. 漁業集落環境整備事業	12,593 の内数	10,312 の内数	
漁村づくり総合整備事業	2,064 の内数	1,213 の内数	
(3)			
ア. 地域水産物供給基盤整備事業	59,511 の内数	53,270 の内数	
広域漁港整備事業	53,086 の内数	49,514 の内数	
イ. 漁港水域環境保全対策事業	295	213	
ウ. 水産基盤整備事業	177,026 の内数	163,128 の内数	
エ. 新漁村コミュニティ基盤整備事業	2,052	-	
強い水産業づくり交付金	-	15,228 の内数	

農林水産省水産庁計画課、防災漁村課、漁場資源課

(7) 自然環境保全地域・自然公園

改正された自然公園法において、生物多様性の確保の視点が盛り込まれました。その内容としては、国立・国定公園の特別地域において環境大臣の指定した動物の捕獲規制を設けたこと、人間の利用をコントロールするため、立入り規制地区や利用調整地区を指定できるようにしたことが挙げられます。さらに、平成16年4月から国立・国定公園内における風力発電施設の設置に係る審査基準を明確化し、これに基づき設置の可否判断を行うようにしました。また、NPO等の民間団体による風景地の保護を促進するために風景地保護協定の制度が設けられています。

自然再生推進法に基づく自然再生協議会が全国で16箇所（平成17年月末現在）で設立され、6箇所の協議会で全体構想が策定されています。また、檜原湿原と神於山の2箇所の自然再生協議会では、事業実施計画が策定されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

水郷筑波国定公園に隣接する湿地136haを新たに公園に指定(特別地域128ha、普通地域8ha)しました。

足摺宇和海国立公園において、海中公園地区を5箇所拡張・指定(計25.9ha)しました。

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数

4箇所(H16.3) 16箇所(H17.9)

16箇所中、6箇所自然再生全体構想が策定されました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
原生自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	5地域 (5,631ha)	H17.3	5地域 (5,631ha)	0
自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H13.3	10地域 (21,593ha)	H17.3	10地域 (21,593ha)	0
都道府県自然環境保全地域の指定箇所数及び面積	H14.3	528地域 (73,864ha)	H17.3	536地域 (76,339ha)	8地域 (2,475ha)
国立公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	28公園 (2,056,556ha,5.4%)	H17.3	28公園 (2,065,167ha,5.5%)	0 (8,611ha,0.1%)
国定公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	55公園 (1,343,255ha,3.6%)	H17.3	55公園 (1,344,453ha,3.6%)	0 (1,198ha,0.0%)
都道府県立自然公園の指定箇所数、指定面積及び国土面積に対する割合	H14.3	308公園 (1,961,928ha,5.2%)	H17.3	309公園 (1,961,286ha,5.2%)	1 (642ha,0.0%)
都道府県立自然公園を指定している都道府県数	H14.3	46	H17.3	46	0
国立公園の指定面積の内、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	58.2% (1,196,075ha)	H17.3	58.0% (1,198,068ha)	0.2% (1,993ha)
国定公園の指定面積の内、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	88.1% (1,183,553ha)	H17.3	88.1% (1,184,725ha)	0.0% (1,172ha)
国立公園の指定面積の内、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	13.1% (270,307ha)	H17.3	13.3% (273,821ha)	0.2% (3,514ha)
国定公園の指定面積の内、特別保護地区に指定されている割合及び面積	H14.3	4.9% (66,487ha)	H17.3	4.9% (66,493ha)	0.0% (6ha)
国立公園の指定面積の内、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H13.3	33地区 (1,279ha)	H17.3	36地区 (1,305ha)	3地区 (26ha)
国定公園の指定面積の内、海中公園地区に指定されている地区数及び面積	H13.3	31地区 (1,385ha)	H17.3	31地区 (1,385ha)	0
都道府県立自然公園の指定面積のうち、特別地域に指定されている割合及び面積	H14.3	35.9% (703,356ha)	H17.3	35.9% (704,574ha)	0.0% (1,218ha)
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置件数	H14.3	0件	H17.9	16件	16件

自然再生全体構想が策定された自然再生協議会件数	H14.3	0件	H17.7	6件	6件
自然再生実施計画の主務大臣への送付件数	H14.3	0件	H17.7	2件	2件
国が自然再生の調査又は事業を実施中の箇所（補助を含む）	H14.3	0箇所	H17.3	155箇所	155箇所

1. 第4部における事項番号と施策名	1章7節3 自然公園法に基づく各種制度	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 「自然公園法」に基づき指定される国立・国定公園等は自然環境の保全等を直接的に目的とする保護地域制度であり、我が国における生物多様性保全の骨格をなすものと言えるため、これらの地域では生物多様性の保全に向け、より一層の施策の強化を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
改正自然公園法の運用 平成14年の自然公園法改正により創設された各種制度の運用。	平成17年4月現在、公園管理団体を国立公園及び国定公園において各1団体を指定、また風景地保護協定については国立公園において1件締結。 捕獲を禁止する指定動物及び利用調整地区等については、指定に向けて検討中。	
自然公園のあり方の検討 今後の自然公園制度のあり方を検討するため、学識経験者らによる懇談会を開催。	平成16年度には、懇談会を1回開催するとともに、有識者にヒアリングを実施。	
自然環境整備交付金 国定公園における自然とのふれあいの場の整備、自然環境の再生・修復、国指定鳥獣保護区における自然再生事業及び長距離自然歩道の整備の支援。	平成17年度に新規で左記の事項について、計上。	
自然再生事業の実施 環境省直轄又は都道府県への補助にて調査・事業を実施。	自然公園内において、平成16年度は環境省直轄にて事業を2箇所、調査を5箇所実施した。また、補助事業にて調査を6箇所実施した。	
グリーンワーカー事業の実施 環境保全のための活動を行う地域の人材を雇用して実施。	全国のべ149地区において、登山道整備、利用集中地区の清掃等の環境保全事業を実施し、のべ約14,000人を雇用。	
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円） H16年度 H17年度	7. 今後の課題
自然環境整備交付金	- 1,437	法改正により設けられた捕獲を禁止する指定動物、利用調整地区等の指定に向けた検討が必要。
自然再生事業（直轄）	1,059 1,302	
自然再生事業（補助又は交付金）	155 272の内数	
グリーンワーカー事業	300 300	

環境省自然環境局自然環境計画課、国立公園課、自然環境整備担当参事官室

(8) 名勝・天然記念物(文化的景観を含む)

地域の生物多様性保全の拠点となるような、多様な国土美を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を継続的に指定しています。更に、平成16年に文化財保護法の一部改正案を提出、第159回通常国会において成立し、棚田、里山等の人と自然との関わりの中で作り出されてきた「文化的景観」を新たに文化財として位置付けました。既に指定されているものについても、新国家戦略を受けて、より一層の保全・管理が行われるように事業を実施し、生物多様性の保全を図っています。

【数値から見る具体的施策の展開】

自然的名勝・天然記念物の新規指定地が6地域、追加指定も含め380.5ha増加しました。

指標	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然的名勝・天然記念物の指定件数	H14.3.31	1,103件	H17.3.31	1,112件	9件

1. 第4部における事項番号と施策名	1章8節 名勝・天然記念物		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 3, 4, 5		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、我が国の多様な国土美を代表する名勝と、貴重な自然を記念する天然記念物を文化財として指定している。これらについては、地域での生物多様性保全の拠点、生態的ネットワークの要素として、より一層の保全・管理を図るとともに、他の諸制度とも連携しながら、生物多様性の保全を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
名勝・天然記念物の指定	平成16年度に6箇所を新規指定、2箇所を追加指定。指定件数1,112件(H17.4.1)		
保護管理計画策定のための事業	平成16年度に1件の補助事業を実施。		
現況把握等のための対策事業	平成16年度に4件の補助事業を実施。		
野生生物の保護管理・再生事業	平成16年度に7件の補助事業を実施。		
維持管理のための事業	平成16年度に11件の補助事業を実施。		
文化的景観の保存活用事業	平成16年度に文化財保護法の一部改正案を提出、第159回通常国会において成立し、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された文化的景観を文化財として位置付けた。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度	H17年度	
保存管理計画策定()	13	13	今後も引き続き、地域の生物多様性の維持・保全に貢献すると考えられる名勝・天然記念物の指定を行うとともに、新たな文化財として位置付けられた重要文化的景観の選定を行うなど、適正な保護管理を実施することが必要。
現況把握・緊急調査	14	14	
動植物の増殖・再生	65	65	
環境整備・維持管理()	2,825	2,775	
文化的景観保護推進	-	100	
名勝・天然記念物を含む記念物全般の予算			

文部科学省文化庁記念物課

2. 横断的施策

(1) 野生生物の保護と管理

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成16年6月に成立しました。この法律により、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物等の飼養や輸入を規制することが可能です。同法に基づき、特定外来生物（第一次指定）として、アライグマ、オオクチバス等37種類を指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを規制しました。また、20種類の特定外来生物について、その防除の公示を実施するとともに全国に広範に分布して生態系等に被害を及ぼしているオオクチバス・コクチバス・ブルーギルについては、防除の指針を作成し、公表しました。

小笠原希少野生植物などを、国内希少野生動植物種として追加指定することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護に努めました。

【数値から見る具体的施策の展開】

国内希少野生動植物種を新たに16種指定しました。生息地等保護区を新たに1箇所指定しました。国指定鳥獣保護区を新たに8箇所指定し、27,904ha増加しました。都道府県指定鳥獣保護区も33,451ha増加するなど取組が進んでいます。

外来生物法に基づく、特定外来生物を37種類指定（第1次指定）しました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
国内希少野生動植物種	H14.3	57種（動物49種、植物8種）	H17.3	73種（動物54種、植物19種）	16種（動物5種、植物11種）
国内希少野生動植物生息地等保護区面積	H14.3	7地区 (863ha)	H17.3	9地区 (872ha)	1地区 (9ha)
保護増殖事業計画策定種数	H14.3	21種	H17.3	34種	13種
国指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	54箇所 (494,047ha)	H17.9	62箇所 (521,951ha)	8箇所 (27,904ha)
都道府県指定鳥獣保護区指定箇所数及び面積	H14.3	3,835箇所 (3,085,278ha)	H17.3	3,858箇所 (3,118,729ha)	23箇所 (33,451ha)
狩猟鳥獣種数	H13.3	47種（鳥類29種、獣類18種）	H17.3	48種（鳥類28種、獣類20種）	0 分類を整理したことによる形式的変更
外来魚移植禁止を行った都道府県数	H14.3	46都道府県	H17.3	46都道府県	0
特定外来生物の指定種類数	H14.3	0種	H17.7	37種	37種
防除の告示を行った特定外来生物種数	H14.3	0種	H17.7	20種	20種

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節1 絶滅のおそれのある種の保存
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5
3. 本施策を展開する必要性とその目的	野生生物の種は、生物多様性を構成する重要な要素であり、種の絶滅のおそれを防ぐことは、生物多様性確保のために重要である。絶滅のおそれのある種の保存は、種そのものに着目した取組と、生態系・生息環境に着目した取組の両面から、予防的措置を含め、種の絶滅を防止することが重要。
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制 絶滅のおそれのある種について、国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種の指定を行い、捕獲、譲渡しについての規制を行う。	希少野生動植物種について捕獲・譲渡の規制を行うとともに、国内希少野生動植物種の新規指定に向けて検討を行った。また、適切な譲渡規制が行えるように種の保存法の一部改正を行った。

<p>(2)生息地等保護区の指定と管理 国内希少野生動植物について、必要な地域を生息地等保護区に指定し、その保護を図る。</p>	<p>平成14年に国内希少野生動植物種に指定したイシガキニイニイについて、生息地保護区を指定。</p>		
<p>(3)保護増殖事業の実施 国内希少野生動植物種の内、その種を回復等を図るために、生物学的知見に基づき、繁殖の促進や生息環境の整備を図る必要のある種を対象に実施。</p>	<p>ツシマヤマネコなどの国内希少野生動植物種について、保護増殖事業を実施している。中でも、トキについては、保護増殖事業計画の変更を行うとともに、飼育下で繁殖させた個体の野生復帰を進めるために、トキの順化施設の整備に向け作業を進めた。</p>		
<p>(4)種の保存に係る調査研究の推進 我が国の絶滅のおそれのある種を選定し、レッドデータブックにまとめる。レッドデータブックは、概ね5～10年ごとに改訂に向けた作業を進める。また、レッドデータブックの掲載種のモニタリング調査を行う。</p>	<p>絶滅のおそれのある種を選定したレッドリストの見直しに向けた検討を行った。絶滅のおそれのある種について生息状況の調査を実施。</p>		
<p>6. 予算・税制等項目</p>	<p>当初予算(百万円)</p>		<p>7. 今後の課題</p>
<p>(1)希少野生動植物種等保存対策費 (3)特定野生生物保護対策費 トキ野生順化施設整備費 (4)絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング等調査費</p>	<p>H16年度 59 234 482 20</p>	<p>H17年度 45 239 476 20</p>	<p>希少野生動植物の保護をさらに進めるために、希少野生動植物種の指定、生息地保護区の指定等を進めること、保護増殖事業を進めること等が課題。 また、希少野生動植物のリストのアップデートのため、レッドリストの見直しを行うこと、及びそのために必要な適切な情報収集を行うことが今後必要。</p>

環境省自然環境局野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節2 野生鳥獣の保護管理		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的 天然記念物の適切な保護管理を通して生物多様性等の保全方策を図るため、保存管理計画の策定、適切で安定した野生動物の維持管理を図るための管理方策の検討等に対する補助を行うとともに、助言等を行っている。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(2)鳥獣保護区の設定と管理 鳥獣の保護上重要な地域については、国が国指定鳥獣保護区とし積極的に指定の推進を図る。	新たに白神山地、和白干潟、名蔵アンパル、大東諸島、仏沼、蕪栗沼・周辺水田を国指定鳥獣保護区として指定。また、平成17年秋までに野付半島・野付湾、最上川河口、瓢湖及び穴道湖を国指定鳥獣保護区に指定する予定。 平成15年4月に「鳥獣保護法」を施行し、生態系のかく乱など悪影響がある捕獲個体の放置を規制するとともに、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止を実施。		
(3)野生鳥獣の捕獲の規制 鳥獣保護法を改正し、捕獲個体の放置の規制、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼養禁止や一定の鳥獣の販売を制限等。	くくりわな等の猟法について、野生鳥獣保護管理検討会の議論に含めた。		
(4)野生鳥獣の保護管理 特定鳥獣保護管理計画制度に基づく科学的・計画的な保護管理を進める。国会附帯決議を踏まえ鳥獣保護と狩猟に関する主要な課題についての検討と対応の促進。	特定鳥獣保護管理計画制度の推進のため、都道府県の計画策定に対し補助を引き続き行うとともに、特定計画の行政担当者等を対象に技術研修を行った。また、野生鳥獣保護管理検討会において、鳥獣保護と狩猟に関する主な課題について議論を実施。		
(5)野生鳥獣の生息状況等の調査・研究 鳥獣の科学的・計画的保護管理のため鳥獣の捕獲情報の測地的なデータベース化を図る。渡り鳥保護のために、標識調査等を引き続き実施。	鳥獣の捕獲情報について、WISシステムによりデータベース化し、ホームページ上で閲覧できるよう整備した。 また、鳥インフルエンザの感染経路究明等のために渡り鳥等の生息状況調査等を実施。		
(8)天然記念物保護制度による保護管理 保護管理計画策定 管理方策の検討	平成16年度に1件の補助事業を実施。 平成16年度に37件の補助事業を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		
	H16年度	H17年度	
(2)国設鳥獣保護区管理強化費 ・野生鳥獣管理技術育成事業費 ・広域分布鳥獣保護管理策定事業	59の内数 11 20	58の内数 14 20	我が国の社会の変化に対応して、鳥獣保護及び狩猟のあり方の検討を行うことが必要。また、深刻な農林水産業被害等を踏まえ、特定鳥獣保護管理計画等による科学的・計画的な鳥獣の保護管理の推進を強化することが必要。 野生の鳥獣に係る感染症に関して、情報収集、知見の集積を図ることが必要。
(5)野生鳥獣情報整備事業費 ・渡り鳥の飛来経路解明事業費 ・野生鳥獣幹線対策マニュアル策定事業費 ・野生鳥獣感染症情報整備事業	- - -	20 10 40	
保存管理計画策定(1)	13	13	
管理方策の検討(2)	239	239	
1天然記念物を含む記念物全般の予算			
2農林産物の被害防止対策費も含む。			
	7. 今後の課題		

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
文部科学省文化庁記念物課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節3(1) 移入種(外来種)対策		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
<p>マングース、アライグマ、ブラックバスなど、人為によって意図的・非意図的に移入された外来生物が増加しており、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっている。外来生物が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した外来生物の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要がある。</p>			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
ア. 外来生物による影響の予防措置 影響の予測とそれに伴った管理を行うための効果的な措置を検討	生態系等への被害を及ぼすおそれがある生物を特定外来生物とし、飼養・輸入等を規制することなどを内容とする「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が第159回国会で成立(平成16年6月)。		
イ. 固有の生物相を有する地域等の対策 固有な生物相を有する島嶼等における外来生物の計画的な排除・管理の実施。	奄美大島及び沖縄やんばる地域において、在来の希少動物を捕食し、生物多様性への影響を生じさせているマングース等の防除事業を実施。		
ウ. 外来生物に係る調査 定着状況の調査などのモニタリングの実施。	西表島にて、侵略的な外来生物と考えられるオオヒキガエルの定着状況や移入経路等に関するモニタリング調査を平成13年度から継続して実施した。		
エ. 普及啓発 適切な飼養、管理の普及啓発、定着した外来生物の駆除における住民の理解と協力体制の確立。	外来生物対策に関する政府広報番組やホームページの作成を行った。マングースやオオヒキガエル等の外来生物対策事業の一環として、地元説明会やポスター作成等の普及啓発活動を実施。		
キ. 水産動植物の保護のための移入種 外来魚の移植の禁止措置	46都道府県において「内水面漁業調整規則」でブラックバス等外来魚の移植を禁止。「外来生物法」で飼養、保管、運搬、養殖、販売、譲渡、輸入及び野外に放つこと等を原則禁止。		
生息状況調査、密放流防止の啓発、資源抑制のための駆除、生態系の復元等の事業に対する支援	36道府県において外来魚の駆除や生息状況調査等を実施。全国6箇所では外来魚の防除モデル事業を実施。		
ブラックバスの生態的特性の解明と効果的な繁殖抑制技術の研究開発	ブラックバス、ブルーギルの生態特性及び繁殖抑制技術の研究開発を実施。		
移入種全般について	外来魚が在来魚に与える影響調査等を実施。		
ケ. 非意図的な侵入の予防 バラスト水の海域間移動による外来生物拡散の防止に資するため、ノンバラスト状態での航行に最適な新船型を採り入れた船舶を開発	平成16年度は、15年度に引き続き水槽実験等で基本性能の検証試験を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度	H17年度	
ア. 移入種対策制度基盤整備事業	3	89	引き続き固有の生物相を有する地域における外来生物の駆除を進めるとともに、外来生物のデータベースの構築、影響評価手法の確立、効果的な防除手法の検討等を含め、法律の実施体制の整備を図るとともに、外来生物対策についての普及啓発に努める。 ブラックバス等の外来魚対策として、これまでの取組を引き続き実施するとともに、その効果を高める措置を検討し、地域の実態に応じた外来魚の生息域・量の抑制の推進が必要。 高度船舶技術研究開発費補助につい
イ,ウ,エ. 移入種駆除・管理対策事業	-	43	
キ. 健全な内水面生態系復元等推進事業費	333	176	
強い水産業づくり交付金	-	15,228の内数	
特定外来生物防除等推進事業	42	204	
ケ. 高度船舶技術研究開発費補助	67の内数	58の内数	

- ノンバラスト船の開発 -

ては、実用化を目指した概念設計の提案が必要。

環境省自然環境局野生生物課
農林水産省水産庁沿岸沖合課、栽培養殖課、漁場資源課
国土交通省海事局造船課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節3(2) 移入種(外来種)等生態系へのかく乱要因への対策(化学物質対策)		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的 化学物質による人及び生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れた化学物質対策を推進する。また、農薬による環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
化学物質による生態系への影響を把握するため鳥類等の野生生物における化学物質の蓄積状況及び生体の変化等を調査する。	野生生物への化学物質の蓄積状況を把握するため、平成16年度はカワウ、タヌキ等について、アルキルフェノール類等の蓄積濃度の分析を実施。		
生態リスク初期評価の推進	化学物質の生態系へのリスクについてスクリーニング的な評価を行う生態リスク初期評価を平成16年度までに205物質について実施。		
改正化学物質審査規制法の施行	新規化学物質の動植物への影響の観点も含めた審査を着実に実施。		
農薬の環境リスク対策 農薬による環境リスクを管理するため、農薬取締法に基づき必要な規制等を行う。	平成15年3月に改正した水産動植物に対する毒性に係る農薬登録保留基準について、平成17年4月からの円滑な施行に向け、試験法等について調査及び検討を実施。		
水生生物の保全に配慮した水質目標の設定 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定。 (1章4節1(6)の再掲)	平成15年度に水生生物の保全に係る水質環境基準を設定。引き続き、調査・検討を実施。		
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度	H17年度	
化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	33の内数	18の内数	内分泌かく乱作用の観点も含めた化学物質の環境残留実態の調査の継続的な実施、リスク評価手法の高度化を図りつつ生態リスク初期評価の推進及び動植物に対する影響の評価を含めた新規化学物質の審査・規制の着実な実施を図ることが必要。 水産動植物に係る改正農薬登録保留基準の施行に伴い、基準値の設定が必要となる農薬について順次基準値の設定を行うとともに、中長期的には、陸域を含む生態系全般に対する環境リスクを評価し管理する手法を開発する。 環境基準の運用や環境管理施策の検討。水生生物と化学物質に関する科学的知見の集積及びそれに伴う基準の継続的な見直し。
化学物質の環境リスク評価推進費	403の内数	266の内数	
化学物質の審査・規制手法の改善調査	39	25	
・農薬リスク総合評価システム確立・推進事業	18	19	
・農薬による水生生物影響実態把握調査	45	45	
・農薬による陸域生態系影響評価技術 開発調査	20	20	
水生生物保全のための水質目標の検討	108	135	

環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課、環境リスク評価室
環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室
環境省水・大気環境局水環境課、土壌環境課農薬環境管理室

1. 第4部における事項番号と施策名	2章1節4 飼育栽培下における種の保存	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		
3. 本施策を展開する必要性とその目的 絶滅のおそれのある動植物について、野外での個体群維持が危惧される水準まで減少するなどその生息状況に応じて必要な場合には、将来的に生息地等への再導入を前提として緊急避難的に飼育管理下に移し、保護増殖を図る、いわゆる生息域外での人工繁殖が必要。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
希少野生動植物種等保存 飼育栽培下における種の保存は、野生下での取組との連携を確保しつつ、全体として効果的な種の保存対策が講じられるよう国、地方公共団体、動物園、水族館、植物園、試験研究機関、研究者等の連携・協力の下に事業を進める。	トキ、ツシマヤマネコなどについて、野生復帰に向けて、飼育下での人工増殖等を引き続き実施した。また、ツシマヤマネコ及びイリオモテヤマネコについては、共生と循環の地域づくりモデル事業により今後の野生復帰に向けた自然的・社会的検討を行った。トキについては、野生復帰に向けて順化施設の整備の具体的な内容の検討を行い、施設の整備を進めた。	
増殖等事業	平成16年度に3件の補助事業を実施した。すでに野生個体群が絶滅したコウノトリについては飼育下での増殖を続け、平成17年度の試験放鳥に向け、再導入する地域の生息環境調査・整備、再導入へのガイドライン策定等に対する事業に対する補助を行い、絶滅の危機に瀕しているイタセンパラ・ネコギギについては、地域個体群の維持、系統保存等の観点から、人工繁殖方法の確立、飼育下での維持等の調査・実験を進めるとともに、再導入に向けた地域の生息環境調査、再導入へのガイドラインの検討等に対する事業に補助を行い、野生生物種の保護、管理等を実施。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円) H16年度 H17年度	7. 今後の課題
希少野生動植物種等保存対策費	59の内数	45の内数
共生と循環の地域づくりモデル事業	21	21
トキ野生順化施設整備費	482	483
コウノトリ関係補助金	31	49
増殖等事業()	65	65
他の天然記念物の事業を含む。		
		トキについては、餌場、ねぐら等の生息環境の整備をさらに進めていく必要がある。ツシマヤマネコについても、将来的な野生復帰に向けた取組の強化が必要。

環境省自然環境局野生生物課
文部科学省文化庁記念物課

(2) 生物資源の持続可能な利用

イネ・ゲノム研究では、日本が中心となって解読したイネの全塩基配列情報等を活かしつつ、産官学の研究者を結集し、農業及びその他産業場面での利活用を念頭に特に重要となる5つの形質（品質、光合成能力、機能性物質の生産、病害抵抗性、不良環境抵抗性）をターゲットとして、これに関わる一連の遺伝子群の機能解明を重点的に実施しています。

また、遺伝子組換え生物の使用に際しては、カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を行っています。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
イネの塩基配列解読	H13.12末	48%（2億700万塩基対/4億3,000万塩基対）	H14.12	解読終了	（解読終了）
イネの有用遺伝子単離・機能解明		56個（遺伝子特許化）	H17.3	61件（特許出願中のものを含）	5件

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節1 生物資源の持続可能な利用 (2) 農林水産分野での利用 (3) 医療分野での利用 (4) 研究基盤としての遺伝資源の利用 (5) 産業分野での利用	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		
3. 本施策を展開する必要性とその目的	バイオテクノロジーによる遺伝資源の利用に当たっては、生命の設計図であるゲノムを解析し、生物の持つ情報・機能を活用することにより、機能性作物、環境ストレス作物等の開発による食料・農業問題の解決や有用物質生産技術の確立による新産業の創出を促進し、生物多様性の構成要素たる遺伝資源の持続的な利用を図る。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
(2) 農林水産分野での利用 イネ(植物)ゲノム研究 農業、産業の役立つ遺伝子の効率的な機能を解明し、特許化を加速	・平成14年12月にイネゲノム塩基配列のうち重要部分の高精度解読を終了。平成16年12月には完全解読を達成。 ・有用遺伝子の単離・機能解明では、平成17年3月時点において、遺伝子機能特許を61件出願している。	
(3) 医療分野での利用 ア. ヒト遺伝子解析研究 国際ヒトゲノム計画への貢献(平成15年4月に解読完了が宣言) 戦略的な遺伝子解析研究の推進	国際ヒトゲノム計画において、我が国は21番及び11番染色体の解析において中心的な役割を果たした他、遺伝子数の推定などに貢献。 複雑な生命機能の解明等が期待される「ゲノムネットワーク研究」を平成16年度より開始した他、理化学研究所において遺伝子に関する体系的な構造・機能研究を推進中。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H16年度 H17年度	我が国は、これまでのイネゲノム研究において、各種の遺伝子単離法を確立し、多数の遺伝子の機能を解明するとともに、遺伝子機能解明研究の重要な鍵となる研究試料・データ等を多数蓄積しており、今後はこれらゲノム情報科学的知見の具体的活用方法を確立が必要。 研究開発成果の実用化において、遺伝子改変生物の使用に当たっては、カルタヘナ議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に留意しつつ、生物多様性の保全及び生物資源の持続可能な利用を推進することが必要。
(2)イネ(植物)ゲノム研究		
(3)ゲノムネットワーク研究の戦略的推進(理化学研究所運営費交付金中の推計額を含む)	3,000	3,315
ゲノム科学研究の推進(理化学研究所運営費交付金中の推計額)	8,006	7,864
遺伝子多型研究の推進(理化学研究所運営費交付金中の推計額)	2,119	2,094
(4)ナショナルバイオリソースプロジェクト(理化学研究所運営費交付金中の推計額を含む)	3,721	3,745
(5)ア.植物機能利用工業原料生産技術開発	819	819
イ.生物機能活用生産プロセス技術開発	1,234	1,038
ウ.生分解・処理の解析と制御技術開発	610	520

農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
経済産業省製造産業局生物化学産業課

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節2 遺伝資源の保存と提供 (2) 農林水産分野における取組 (5) 産業分野等における取組		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係			
3. 本施策を展開する必要性とその目的 熱帯林の開発等における生物遺伝資源消失の危険性が增大する中、貴重な遺伝資源を収集・保存しこれを積極的に活用していくことにより生物の多様性を保全する。主要作物の在来種及び近縁野生種及び難培養微生物等の生物遺伝資源の探索・収集、保存、提供及び機能解析を行うとともにその実用化開発を促進し、それらを含む有用生物遺伝資源をライブラリー化し、永続的に保存・供給していく体制を充実させる。また、生物多様性条約を踏まえ、海外の国々と生物の移転に係る包括的な覚書(MOU)等により、我が国の企業等が海外の生物遺伝資源を活用できる体制を順次整備する。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(2) 農林水産分野における取組 農業生物遺伝資源の保存と提供	平成16年度に植物23万3千点、微生物2万1千点、動物9百点、DNA24万5千点を保存。植物4,443点、微生物1,209点、動物26点、DNA449点を独立行政法人、国立試験研究機関、都道府県、大学、民間企業等研究者へ提供。		
林木遺伝資源の保存と提供	平成16年度に3万点の林木遺伝資源を保存。778点を独立行政法人、大学、都道府県、民間企業等の研究者へ提供。		
水産生物遺伝資源の保存と提供	平成16年度に大型藻類及び微細藻類292点、水産微生物1,072点を保存。35点を共同研究材料として試験研究機関、漁業者へ提供。		
(5) 産業分野等における取組 生物遺伝資源の探索・収集、保存及び提供	(独)製品評価技術基盤機構(NITE)に整備した生物遺伝資源保存供給施設において、微生物を約2万8千株、微生物由来のDNAクローンを約2万8千を保存。また、約1万2千の生物遺伝資源を提供。		
難培養微生物等の生物遺伝資源の収集等によるゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーを構築	今まで収集、培養等が困難であった未知微生物を海洋生物、植物、昆虫体内等から分離・収集。また、未知微生物遺伝資源ライブラリー構築に係る技術開発及び取得した遺伝資源の機能解析を実施。		
海外生物遺伝資源の活用体制の整備	平成15年度までにインドネシア、ベトナム及びミャンマーとMOU(包括的覚書)、PA(プロジェクト合意書)を締結するとともにMTA(素材移転協定)について合意した。また、この合意に基づき、これらの国から生物遺伝資源の移転を行った。さらに、アジアにおける多国間での微生物資源の活用を推進するため日本とASEAN諸国、中国、韓国、モンゴルからなる「アジア・コンソーシアム」を設立するとともにNITEとタイとのMOU及びPAを締結し、海外生物遺伝資源の活用体制を充実を図った。		
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題		
	当初予算(百万円) H16年度 H17年度		
(2) 農業生物資源ジーンバンク事業	870	861	ジーンバンクの利用性の向上を図るためには、ジーンバンクでの有用特性情報を充実させ、その積極的公開を行うことが必要。
林木のジーンバンク事業	30	29	
水産生物のジーンバンク事業	16	16	
(5) NITE運営費交付金	7,722の内数		生物多様性条約を踏まえ、覚書や共同研究などにより海外の国との協調関係を築きながら、未開拓生物遺伝資源の開発を行うことを、今後も継続して実施していくことが必要。
ゲノム情報に基づいた未知微生物遺伝資源ライブラリーの構築	410	410	

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節2(2) 遺伝資源の保存と提供(農林水産分野における取組)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 熱帯林の開発等における生物遺伝資源消失の危険性が増大する中、貴重な遺伝資源を収集・保存しこれを積極的に活用していくことにより生物の多様性を保全する。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
農業生物遺伝資源の保存と提供	平成16年度に植物23万3千点、微生物2万1千点、動物9百点、DNA24万5千点を保存。植物4,443点、微生物1,209点、動物26点、DNA449点を独立行政法人、国立試験研究機関、都道府県、大学、民間企業等研究者へ提供。	
林木遺伝資源の保存と提供	平成16年度に3万点の林木を保存。778点を独立行政法人、大学、民間企業等研究者へ提供。	
水産生物遺伝資源の保存と提供	平成16年度に大型藻類及び微細藻類292点、水産微生物1,072点を保存。35点を共同研究材料として試験研究機関、漁業者へ提供。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H16年度 H17年度	ジーンバンクの利用性の向上を図るためには、ジーンバンクでの有用特性情報を充実させ、その積極的公開を行うことが必要。
農業生物資源ジーンバンク事業	870 861	
林木のジーンバンク事業	30 29	
水産生物のジーンバンク事業	16 16	

1. 第4部における事項番号と施策名	2章2節3 遺伝子組換え生物の利用における安全性の確保 (1)実験段階における安全性の確保 (2)産業利用段階における安全性の確保 (3)安全性の確保に関する研究開発等 (4)国際的プログラムの推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	<p>遺伝子組換え技術等の進展により、生物に新たな形質を付与することが容易となったため、形質によっては、生物の多様性に影響を与える可能性が危惧されている。このため、遺伝子組換え生物の安全な利用、取扱に関する国際的枠組である「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書」を早期に締結するため、国内担保措置の構築に取り組む。</p> <p>また、研究開発分野並びに農林水産、食品、医薬品及び鉱工業分野における遺伝子組換え生物の使用の安全性確保と遺伝子組換え生物の健全な利用等の促進を図る。</p>
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
国内担保法の策定 カルタヘナ議定書の早期締結を行うため、環境省が中心となって、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の6省で国内法を検討。	国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)を平成15年6月18日に公布。法施行及び議定書締結に必要な省令等の準備を進め、平成15年11月21日に議定書を締結。平成16年2月19日に我が国について発効。法についても同日施行。
(1)実験段階における安全性の確保 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施 ライフサイエンス安全研究プログラムによる研究課題の実施	平成16年度は、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を121件確認。 遺伝子組換え生物等の環境への放出を伴う研究のリスク評価及び管理の知見収集等を目的とした研究課題を実施。
(2)産業利用段階における安全性の確保 ア. 農林水産分野の取組 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施	平成16年度は、環境中での使用を28件承認し、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を26件確認。
イ. 食品分野の取組 食品衛生法に基づき安全性の審査等を実施	平成16年度までに、遺伝子組換え食品59品種、遺伝子組換え食品添加物12品目の安全性を確認。
ウ. 医薬品分野の取組 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施	平成16年度は、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を57件確認。また、遺伝子組換え生ワクチンの品質及び安全確保のための指針を策定中。
エ. 鉱工業分野の取組 カルタヘナ法に基づき生物多様性への影響の審査等を実施	平成16年度は、環境中への拡散を防止しつつ行う使用について、拡散防止措置を235件確認。
(3)安全性の確保に関する研究開発等 ア. 遺伝子組換え生物の産業利用における安全性の確保に関する研究	遺伝子組換え生物の評価手法及び検出技術の開発、データベース開発のためのデータ収集及びシステムの検討を実施。また、遺伝子組換え作物の長期栽培による環境影響のモニタリングについて検討を実施。
イ. 遺伝子組換え生物の生態系への影響評価に関する研究	新規に開発が進められている遺伝子組換え生物の情報、最新の科学的知見、各国の評価手法の情報を収集し、遺伝子組換え生物のリスク評価手法について検討を実施。
(4)国際的プログラムの推進 イ. コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会 モダンバイオテクノロジー応用食品又はモダンバイオテクノロジーにより食品に導入された特性	平成15年3月に開催された第4回バイオテクノロジー応用食品特別部会で、「モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則」他2つの基準を取りまとめた。平成17年9月に開催される第5回部会に向け準備中。平成2

について、国際規格・指針又は勧告を策定する。1年までに国際規約・ガイドライン等を作成する予定。

6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H16年度	H17年度	
遺伝子組換え生物対策事業	70	56	カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物を環境中で使用する場合の生物多様性への影響の評価の的確な実施等、法の的確な運用が必要。 また、国際的調和を図る観点から、コーデックス委員会バイオテクノロジー応用食品特別部会等の国際的プログラムを推進していくことが必要。
(1) ライフサイエンス安全研究プログラムによる研究	2,394の内数	-	
(2) 生物由来製品安全対策費 (加付議定書国内担保法関係経費)	2.8	2.6	
バイオインダストリー安全対策調査	60	60	
(3) 研究の効率的推進と成果情報の整備・提供に要する経費のうち 生物多様性影響評価推進経費	15	15	
遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究	366	401	
(4) バイオテクノロジー応用食品の安全性に関する国際会議の開催	3	65	

環境省自然環境局野生生物課
 文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
 農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課、消費・安全局農産安全管理課
 厚生労働省医薬食品局審査管理課、食品安全部企画情報課
 経済産業省製造産業局生物化学産業課

(3) 自然とのふれあい

平成16年6月に開催された第3回エコツーリズム推進会議において、5つの推進方策を決定し、インターネットで全国のエコツアー業者やツアー内容、環境配慮の取組等の情報を公開する「エコツアー総覧」やエコツーリズムを展開する各地域や事業者の取組のうち特に優れた事例を表彰し、広く紹介する「エコツーリズム大賞」、エコツーリズムの良い事例を作るため、各モデル地区の状況に応じた支援を図る「モデル事業」等を実施しています。

【数値から見る具体的施策の展開】

市民農園の開設区画数が平成14年3月から、8,169区画増加しました。
144,312区画 (H14.3) 152,481区画 (H16.10)

平成16年度の水生生物調査の参加者数が9万人を超えました。

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
自然解説指導者研修受講者数	H13年度	104人	H15年度 H16年度	118人 105人	- -
自然公園指導員数	H14.3	2,943人	H16.4	3,006人	63人
国立公園パークボランティア数	H13年度	1,689人	H16.7	1,737人	48人
長距離自然歩道路線距離	H14.3	21,319km	H16.3	25,904km	4,585km
長距離自然歩道利用者数	H13	4,846万人	H15	5,805万人	959万人
市民農園の開設区画数	H14.3	144,312区画	H16.10	152,481区画	8,169区画
水生生物調査の参加者数	H13年度	87,450人	H16年度	90,782人	3,332人
水生生物調査の参加団体数	H13年度	2,642団体	H16年度	2,534団体	108団体
水生生物調査の調査地点数	H13年度	5,520地点	H16年度	4,263地点	1,257地点

1. 第4部における事項番号と施策名	2章3節 自然とのふれあい
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
人が自然生態系の構成要素の一つであることを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となるよう、自然にふれあう機会を増やす。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
エコツーリズム 全国的な普及・定着を図るため、エコツーリズム大賞やモデル事業等、5つの推進方策を検討	自治体を対象に「豊かな自然の中での取組」、「多くの来訪者が訪れる観光地での取組」、「里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み」の3つの類型別にモデル事業を公募し、53地区(80自治体)の応募から、13地区をモデル地区に選定し、平成16年度よりルール策定やエコツアーの実施に向けた各種事業を実施。 また、エコツーリズムを展開する各地域や事業者の取組のうち、特に優れた事例を表彰するエコツーリズム大賞を実施。平成17年6月、愛知万博において、環境大臣より大賞の(株)ピッキオ(長野県北佐久郡軽井沢町)ほか各団体を表彰。
(2)森林 体験活動を通じた森林とのふれあい	森林体験活動や里山林等における多様な利用活動、森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。
(3)海岸 自然豊かな海と森の整備対策事業 (白砂青松の創出)	平成16年度までに25箇所を実施地区として選定。
海と緑の健康地域づくり (健康海岸事業)	平成16年度までに17地域を実施地域として選定。

<p>(4)港湾 広報活動の展開 NPO等による海辺の自然体験活動のイベント情報などの提供</p>	<p>海辺の自然体験活動や環境教育の必要性・有効性やNPO等によるイベント情報などについて、ホームページや情報誌による情報提供を実施。</p>
<p>地域やNPOとの連携 地域住民、NPOなど多彩な主体の参画を得る</p>	<p>地域住民、NPO等と連携を図りながら、海辺でふれあうための実施体制の整備。</p>
<p>「海辺の自然学校」の展開 自治体、NPOなどと連携しながら有意義な体験プログラムを提供できる実施体制を整備し、全国で展開</p>	<p>平成16年度においては、秋田（秋田県）、下田（静岡県）など全国38箇所を実施。</p>
<p>「海辺の達人養成講座」の開催 海辺の自然学校における指導者を養成するセミナーとして、18歳以上の男女を対象として実施</p>	<p>平成16年度においては、下北半島、東京湾、房総半島、知多半島、大隅半島で実施。</p>
<p>(5)河川 水辺プラザ 地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場整備等を実施</p>	<p>平成16年度においては、那珂川（茨城県）、信濃川（新潟県）などで実施。</p>
<p>水辺の楽校 水辺に近づける河岸整備、遊歩道の整備、瀬や淵・せせらぎの創出などを実施</p>	<p>平成16年度においては、鬼怒川（栃木県）、木曾川（岐阜県）などで実施。</p>
<p>多自然型川づくり 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮した河川整備の実施</p>	<p>全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然型川づくりを実施。</p>
<p>ふるさとの川整備事業 河川本来の自然環境や周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を実施</p>	<p>平成16年度においては、城北川（大阪府）、加勢川（熊本県）など全国88箇所において実施。</p>
<p>河川空間のバリアフリー化 全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い楽しめる河川空間を創出</p>	<p>平成16年度においては、荒川（東京都）、旭川（岡山県）などで実施。</p>
<p>マイタウン・マイリバー 大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川等について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を実施</p>	<p>河川沿川の市街地整備に関する再開発事業等と一体となった河川改修を実施。平成16年度までに全国4河川を指定。</p>
<p>市民・NPO等と連携した河川整備・管理の推進 河川管理者のみならず市民やNPO等と連携して河川の整備管理を推進</p>	<p>茨城県の霞ヶ浦、北浦におけるアサザ（特有の種）の再生、荒川中流部における湿地再生等、各地で市民と連携した環境保全活動を実施中。</p>
<p>水と緑豊かな溪流空間の創出・整備 周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境を再生</p>	<p>良好な緑地と水辺の空間を確保し、生活環境及び親水性の向上や生態系の回復等を図るため、平成17年度は砂防環境整備事業を4流域で継続中。</p>
<p>NPO等と連携した樹林帯の整備 NPO等と一体となって一般参加による植樹を実施</p>	<p>六甲山系等の都市山麓グリーンベルト整備事業実施箇所等において、実施。</p>
<p>湖沼 住民が主要な担い手となった、湖沼の浄化事業等をモデル事業として推進</p>	<p>平成17年度から予算計上。</p>
<p>(6)都市・農村 都市農村の交流の促進 グリーンツーリズムの推進や市民農園の整備などを促進</p>	<p>谷津田などにおいて、都市住民との交流を図るため21地区において、滞在交流拠点や体験交流空間を整備し、平成16年10月までに全国で152,481区画の市民農園を開設し、都市と農村の交流を図った。</p>

6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H16年度	H17年度	
エコツーリズム総合推進事業費	114	150	5つの推進方策を中心とした様々な施策を総合的に取組み、エコツーリズムの全国的な普及・定着を図る。 引き続き適正な事業を実施することが必要。
(2) 森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	22	7	
教育のもり整備事業	238	-	森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。 今後さらに、既存の事業を重点的かつ効果的に推進していくことが必要。 今後さらに、既存の事業を重点的かつ効果的に推進していくことが必要。 これらの成果をもとに、さらなる海辺でふれあう体験活動のネットワークを拡大していくことが必要。 今後さらに、既存の事業を重点的かつ効果的に推進していくことが必要。
共生林の多様な利用活動推進事業	6	-	
国民参加の緑づくり活動推進事業	369	135	
青年森林協力隊活動推進事業	17	-	
学校林整備・活用推進事業	52	47	
森林づくり交付金の内数	-	4431	
(3) 海岸事業費	78,515の内数	73,732の内数	
(4) 港湾整備事業費	474,547の内数	432,988の内数	
(5) 河川 ～ 河川事業費	792,082の内数	741,842の内数	
砂防事業費	216,324の内数	202,793の内数	
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数	事業の着実な実施が必要。
湖沼 いきづく湖沼ふれあいモデル事業	-	45	
(6) やすらぎ空間整備事業	615	-	都市住民の農業・農村に対する理解の増進と農村地域の活性化や棚田地域の美しい景観の保全など多面的機能の発揮等に向け、都市と農山漁村の交流のための施策及び地域の特性に応じた整備等の施策を講ずることが必要。

農林水産省林野庁森林保全課、計画課
農林水産省農村振興局整備部防災課、地域振興課
農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
環境省水・大気環境局水環境課
環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室
国土交通省河川局河川環境課、砂防部保全課、砂防計画課、海岸室
国土交通省港湾局海岸・防災課、環境・技術課環境整備計画室

(4) 動物愛護・管理

動物愛護管理に関する施策を総合的に推進するための国の「基本指針」及び都道府県の「推進計画」制度の創設、動物取扱業の届出制から登録制への移行、特定動物（危険動物）の全国一律の飼養・保管許可制の導入、愛護動物の遺棄に対する罰則強化等を内容とする「動物愛護管理法の一部を改正する法律」が平成17年6月に成立、公布されました。

1. 第4部における事項番号と施策名	2章4節 動物愛護・管理	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 飼養動物等の取扱いについては、自然生態系への影響等の生物多様性保全上の問題を生じさせないよう、適正に管理することが必要なため、関係機関等と連携をとりながら、動物愛護管理法の趣旨に基づき、飼養動物の管理の適正化の推進及び普及啓発の徹底を図る。		
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況
(1) 飼養管理の適正化 飼養動物の適正な管理を推進するため、ペット動物等の飼養保管に関する基準の見直しや動物取扱業者の業務の適正化、特定動物（危険動物）の飼養の適正化推進などの施策を実施。		「家庭動物等の飼養保管基準」の策定、「展示動物の飼養保管基準」の改正を実施するとともに、「ペット動物販売業者用説明マニュアル」等を作成。 また、沖縄県やんばる地域において、飼いねこを対象とした適正飼養推進のためのモデル事業を実施。 さらに、国の「基本指針」や都道府県の「推進計画」制度の創設、動物取扱業の登録制への移行、特定動物（危険動物）の全国一律の飼養・保管許可制の導入と個体識別措置の義務化、愛護動物の遺棄に対する罰則強化等を内容とした「動物愛護管理法の一部を改正する法律」が平成17年6月に成立、公布。
(3) 適正な取扱いに関する普及啓発 飼養動物の適正な取扱いを普及啓発するためのリーフレット作成や行事等を実施。		9月20日～26日の動物愛護週間で開催される中央行事において、飼養動物の適正な取扱いの普及啓発を実施。また、家庭動物の適正飼養のためのリーフレットを作成。
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算（百万円）	
	H16年度	H17年度
動物愛護週間事業費	14	14
動物の適正飼養推進事業費	12	6
家庭動物の終生飼養推進事業費	20	20
動物愛護管理制度強化対策費		10
飼養動物との共生推進総合モデル事業	12	
	改正動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、動物の愛護と適正な管理の普及啓発や各種飼養保管基準・ガイドライン等の整備、地域における官民連携した体制づくりの支援等、各種施策のさらなる充実及び検討が必要。	

環境省省自然環境局総務課動物愛護管理室

3. 基盤的施策

(1) 生物多様性に関する調査研究・情報整備

全国を対象に縮尺1/25,000植生図を整備し、順次ホームページにて公開しています。

また、生態系や生物相について情報が不足している藻場・干潟等浅海域における生態系調査を自然環境保全基礎調査の一環として開始するとともに、国土レベルで生物多様性の劣化を早期に把握し、対策を講じるため、モニタリングサイト1000調査事業を開始しています。これらの調査データの整備とともに、各情報整備主体が保有する生物多様性に関する情報に容易にアクセスできるよう、情報交換の仕組み（クリアリングハウスメカニズム）を構築し、運用を開始しました。

その他、地球環境研究総合推進費等を用いて生物多様性の減少に関する各種調査研究活動も進められました。

【数値から見る具体的施策の展開】

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
モニタリングサイト1000のサイト設定数	H14.3	0サイト	H17.3	406サイト	406
25,000分の1植生図の更新状況	H14.3	約20%	H17.3	約30%	約10%
CHMメタデータ数	H14.3	0件	H17.3	112件	112件

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(1) 調査研究の推進（自然環境保全基礎調査の推進）	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	<p>生物多様性の保全に関する諸課題を抽出するとともに、保全対象を特定し、適切な保全対策を立案するなど各種施策の検討を行なうに当たり、全国的な観点から自然環境の現状と時系列的变化を的確に捉えるため、科学的かつ客観的な自然環境データを収集・整備する。また、生態系の機構や構成要素間の相互関係が未解明な点について知見を集積するため、生態学、分類学を中心とした基礎的研究や関連する応用的研究の推進を図る。</p> <p>絶滅のおそれが懸念される種あるいは分布の拡大・縮小傾向が顕著な種など保護管理上重要な種及び分類群については、経年変化の把握や量的把握を含め調査研究を進める必要がある。</p> <p>極めて重要性の高い地球環境問題の一つとして生物多様性の減少について、調査研究を進める必要がある。</p>	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
自然環境保全基礎調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・2万5千分の1植生図を1,305面（約30%）作成。 ・干潟及び藻場を対象に全国的に浅海域調査の実施。干潟は145箇所で現地調査を終了し、解析中。藻場はこれまで61箇所調査を実施し、今年度も引き続き調査を実施。 ・哺乳類分布調査及び鳥類繁殖分布調査の結果をとりまとめ、約20年前との比較を行った。 	
重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度よりモニタリングサイトを設定し、試行調査を実施中。 ・モニタリングサイト数 406箇所(H17.3) 	
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）	7. 今後の課題
	H16年度	H17年度
自然環境保全基礎調査		
・植生図作成	119	119
・浅海域調査	55	55
・動物分布調査	130	130
重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト	400	310
		自然環境保全基礎調査の各調査を実施し、とりまとめを実施する。
		モニタリングサイト全国1000箇所程度を平成15年度から5年間で順次設定し、平成19年度までに1000箇所設定予定。

1000)		
絶滅のおそれのある野生生物種のモニタリング等調査費	10	6
・アザラン類生息状況調査費		

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室、生物多様性センター

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(4) 調査研究の推進(地球環境研究総合推進費による研究の促進)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		
3. 本施策を展開する必要性とその目的 地球環境研究総合推進費では、極めて重要性の高い地球環境問題として生物多様性の減少を位置付け、この解決に資する研究を産官学の様々な研究者・研究機関の連携の下推進しています。平成17年度には、「侵入種生態リスクの評価手法と対策に関する研究」、「脆弱な海洋島をモデルとした外来種の生物多様性への影響とその緩和に関する研究」等、生物多様性の減少に関する研究を推進していきます。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
地球環境研究総合推進費科学的知見に基づいて、地球環境保全の施策を着実に進めること。	生物多様性に関する分野では、国内のみならず地球規模での生物多様性の現象に関する研究が行われ、各研究課題で成果を得ている。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
地球環境研究総合推進費	3,015の内数	3,015の内数
		政策貢献の観点から、生物多様性に関わる政策決定の場への研究者の参加をより積極的に促し、成果の反映を促す効果的な研究成果の提示方法について、一層の整備を図っていくことが考えられる。

環境省地球環境局総務課研究調査室

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(7) 調査研究の推進(農地における調査)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 6	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 水田周辺水域に生息する魚類やカエルを主体とした生物の生息状況を確認し、生物多様性の重要性を認識するとともに、生息環境条件を明らかにして、生物保全のためのより良い施設整備のあり方を検討するための基礎資料として活用する。また農地や水路等における生態系等の自然環境情報について、現地調査結果及び既存資料を併せてデータベース化、GIS化を行うことにより、環境との調和に配慮した事業計画のための調査の効率化を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
田んぼの生きもの調査 環境省と連携し、水田域における魚類・カエルの生息状況を調査。	平成16年度までに全国の農業水路やため池などの2,351地点において実施。	
農業農村環境情報整備調査 生態系等の自然環境情報についての現地調査及び既存情報を併せたデータベース化。	平成16年度までに394地点で現地調査を行い、データベース化、GIS化を実施。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
田んぼの生きもの調査	26	24
農業農村環境情報整備調査	60	50
		調査の実施によって確認された生物の生息環境について今後分析を進め、さらに環境に配慮した農業農村整備事業のあり方の検討が必要。

農林水産省農村振興局計画部土地改良企画課、資源課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(8) 調査研究の推進(河川における調査)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4, 6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 河川環境に関する基礎的なデータの収集や調査研究を通じ、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元を図る。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
河川水辺の国勢調査 河川やダム湖の生物の生息・生育状況等を定期的・継続的に調査する。	魚類、底生生物、鳥類、陸上昆虫、両生類・は虫類・ほ乳類等の調査結果を公表するとともに、引き続き調査を実施する予定。	
自然共生センター 河川環境に関する学際的な研究を総合的に実施。	現在までに、河川改修においては瀬、淵構造を考慮することが重要であることなどを確認しており、様々な河川の復元工法による効果を検証中。	
河川生態学術研究 河川・湖沼の自然環境の保全・復元のための基礎的・応用的研究を実施。	フィールドとして多摩川、千曲川、木津川、北川、標津川の5河川を設定し、現地調査をベースとした共同研究が進められている。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H16年度	H17年度
河川事業費	792,082の内数	741,842の内数
河川総合事業費	385,896の内数	377,389の内数
総合流域防災事業費	151,881の内数	149,085の内数
これらの調査結果を今後、河川における良好な生物の生育空間の保全・復元に資する復元工法等に反映させることが必要。		

国土交通省河川局河川環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節1(9)調査研究の推進(港湾における調査研究)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	3, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 沿岸域の干潟・藻場は、海と陸と大気の接する場所として、生物生息・水質浄化・親水性等様々な環境機能を有する空間であるが、地形や潮汐等による環境変化等の把握、生息する多種多様な生態系の仕組みや生物生産力、水質浄化メカニズムなど、沿岸域の持つ様々な環境機能について研究し、その成果を基に干潟等の保全・再生・創出を推進していくことが重要である。 このため、干潟の現地観測や世界最大規模の干潟実験施設による観測等から、人工干潟の創造を含めた干潟等の研究を積極的に推進する必要がある。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
干潟に関する環境機能の研究を推進 多様な生物の生息環境である干潟・藻場の研究及びその保全・再生等の技術の確立	実際の干潟の観察及び現地観測や世界最大規模の干潟実験施設での調査・研究を推進。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
	H16年度	H17年度
港湾整備事業費の内数	474,547	432,988
自然環境の把握・生態系の仕組み・浄化メカニズム等の解明を通じて、現地観測等から定量的・定性的な知見を蓄積し、それを事業に反映させること。		

国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室

1. 第4部における事項番号と施策名	3章1節2(7) 情報整備の推進(地球規模生物多様性情報機構(GBIF)への取組)	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	6, 7	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	地球規模生物多様性情報機構(GBIF)とは、OECDの科学技術政策委員会(CSTP)における議論を踏まえて設立された、生物多様性に関するデータを各国で分散的に集積し、ネットワークを通じて全世界的に利用することを目的とする国際協力による科学プロジェクトである。その活動により、動物、植物、微生物、菌類等広範な生物種、生物標本データから生態系データ、タンパク質データ、遺伝子配列情報等の相互運用、利用が可能になることが期待されている。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
<p>GBIFへの貢献</p> <p>我が国は文部科学省が科学技術振興機構を通して、GBIFに対して、米国と並び活動資金の最大の拠出を行っている。また、関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内の専門家により構成されるGBIF技術専門委員会を設置し、科学的見地から調査及び審議を行っている。</p>	<p>平成16年度はGBIF技術専門委員会を2回開催し、GBIF活動について調査及び審議を行った。また、GBIFの設置に関するMOU(覚書)で定められている、国内データベース拠点の設置と運用について、平成16年度より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に拠点を設け、国内の標本等のデータ提供に対応している。</p>	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
<p>拠出金(科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額)</p> <p>国内資料のデータベース化等の検討のための調査費(科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額)</p> <p>ノード運営費(国立遺伝学研究所)</p>	<p>70万ドル</p> <p>17</p> <p>55</p>	<p>70万ドル</p> <p>17</p> <p>80</p>
	<p>本活動が多数の省庁、機関の業務に関わることをかんがみて、関係省庁連絡会での活動をさらに活性化し、活動への参加を呼びかけていくことが必要。</p> <p>また、今後とも着実に自然史等博物館及び大学等の研究所等における国内の標本等データベースの構築を推進すると共に、GBIFとの連携を図っていくことが必要。</p>	

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課

(2) 教育・学習、普及啓発及び人材育成

環境教育・環境学習を推進し、環境保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的に、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定、同年10月1日に一部施行、その後基本方針の閣議決定（平成16年9月24日）、「人材認定等事業に係る登録に関する省令」の公布を経て、平成16年10月1日に、一定の条件を満たした人材認定等事業について、登録し教育現場等に情報提供を行う人材認定等事業の登録制度の運用が開始されました。

【数値から見る具体的施策の展開】

数値の意味	戦略改定時	数値	点検時	点検時の数値	増減
「こどもエコクラブ事業」参加クラブ数、参加者数	H14.3	4,160クラブ 75,244人	H17.3	4,183クラブ 83,156人	230クラブ 7,912人
環境カウンセラー登録者数	H14.3	2,565名（市民部門941名、事業者部門1,624名、うち両部門登録者166名）	H17.4	3,900名（市民部門1,611名、事業者部門2,289名、うち両部門登録者235名）	1,335名（市民部門670名、事業者部門665名、うち両部門登録者69名）

1. 第4部における事項番号と施策名	3章2節1 環境教育・環境学習
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
<p>生物多様性の保全及び持続可能な利用を実現する上では、国民一人一人が自然の美しさや不思議さに対する感性を育み、科学的な知見に基づき自然の仕組みと大切さを理解し、環境保全のために行動していくことが必要であり、そのためには、環境教育・環境学習を積極的に推進していくことが極めて重要である。具体的には、人材育成、プログラムの整備、情報提供、場や機会の拡大などの各種施策を行う。</p>	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
ア. 学校における環境教育推進のための施策 エコスクールの整備	エコスクールパイロット・モデル事業において、平成16年度に98校を認定。
屋外教育環境整備事業	校庭の芝生化や学校ビオトープ整備などを引き続き実施。
「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」の指定	平成16年度には84地域806校を指定。 平成17年度からは「体験活動推進地域・推進校」の中で命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動について調査研究を新たに実施。
環境教育リーダー研修基礎講座の開催	平成16年度は全国5会場で開催。
環境教育に関する総合的な情報体制の整備	平成17年度より「環境教育・環境学習データベース」を運用開始。
イ. 社会教育	
環境パートナーシップの促進	地球環境パートナーシッププラザのホームページでの情報提供（アクセス数226万件）
地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップを活用して各主体間の交流ネットワークを促進するもの。	環境らしんばんへの登録（632団体）メルマガジンの配信（2,506人）
社会教育活性化のための支援	平成16年度は、26地域について事業を委託し、17年度は、30地域で事業を委託。
社会教育施設を中核として、地域における様々な課題に対応するための事業や事業終了後の評価の実施	
こどもエコクラブ事業	平成16年度末で4,183クラブ、83,156人が登録し、
小中学生が数人から30人程度の仲間を集め、こどもエコクラブを結成し、自主的に環境活動	地域等での環境保全活動を実施した。

に取り組むもの。			
体験的環境学習推進事業 環境学習プログラムを構築するため、地方自治体にモデル事業として委託するもの。		平成16年度は、11の地方公共団体においてモデル事業及び事業効果の検証を行い、その成果を全国に情報発信した。	
環境教育リーダー研修基礎講座の開催(再掲)		平成16年度に全国5会場で開催。	
環境カウンセラー登録制度 環境保全に取り組む市民や事業者等に対して知識の付与や助言・指導を行う人材を登録する制度の実施		平成16年度は、新たにのべ359名の環境カウンセラーを登録。平成17年4月現在、登録者数は3,900名(事業者部門2,289名、市民部門1,611名、うち両部門登録者235名)となった。	
環境教育に関する総合的な情報体制の整備(再掲)		平成17年度より「環境教育・環境学習データベース」を運用開始。	
ウ．青少年教育における環境教育・環境学習 体験型環境学習の推進		平成16年度に全国36箇所において実施。	
自然体験活動の推進		平成16年度に全国25箇所において実施。	
国立青少年教育施設における自然体験活動の機会の提供		平成16年度に22施設において環境学習の事業を34事業実施。	
オ．都市の自然における環境教育・環境学習 都市に残された貴重な自然にふれあえる場である公園緑地を身近な環境教育・環境学習の場として積極的に活用。		都市緑化植物園 66公園(H17.3) 環境ふれあい公園 235公園(H17.3)	
キ．水辺における環境教育・環境学習 「海辺の自然学校」の展開 自治体、NPOなどと連携しながら有意義な体験プログラムを提供できる実施体制を整備し、全国で展開		平成16年度においては、秋田(秋田県)、下田(静岡県)など全国38箇所を実施。	
「海辺の達人養成講座」の開催 海辺の自然学校における指導者を養成するセミナーとして、18歳以上の男女を対象として実施		平成16年度においては、下北半島、東京湾、房総半島、知多半島、大隅半島で実施。	
「子どもの水辺」再発見プロジェクト 関係省、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進などを実施。		平成16年度末現在、「子どもの水辺」登録箇所208箇所、水辺の楽校プロジェクト登録箇所244箇所となっており、施策が活発化している。	
水生生物調査 川にすむ水生生物からその川の「きれいさ」等の程度を調査。(1章4節1(8)再掲)		平成16年度の水生生物調査の参加者は、約90,000人。	
「こどもホタルンジャー」事業の実施 こどもたちの水環境保全に係る意識向上を目指し、全国から水環境を保全し、ホタルを守る取り組みを募集。		平成16年度は121件(71団体)から応募があり、1団体に環境大臣賞を表彰。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度	H17年度	
ア． 屋外教育環境整備事業	356	360	平成15年7月に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」及び同法基本方針に基づき、人材育成、プログラムの整備、情報提供、場や機会の拡大などの各種施策のさらなる充実を図る。
教育方法等実践研究委託費	391	400	
環境教育指導者育成事業(環境省)	13	9	
環境教育・環境学習データベース総合整備事業(環境省)	19	19	
イ． 地球環境パートナーシッププラザ運営費	118	100	社会教育活性化21世紀プランについて、その成果を全国に普及することにより、社会教育のより一層の活性化を図ることが必要
社会教育活性化21世紀プラン	147	144	
こどもエコクラブ事業費	98	108	
体験的環境学習推進事業	51	-	
環境カウンセラー活用推進事業	29	23	

ウ.			
省庁連携子ども体験型環境学習 推進事業	121	112	
青少年長期自然体験活動推進事 業	61	-	
エ. 自然公園等における環境教育 ・環境学習	-	100	
国指定鳥獣保護区における環境学 習・保全調査拠点整備事業（宮島 沼）			
キ.			
、 港湾整備事業費	474,547の 内数	432,988 の内数	養成した指導者を活用し、さらなる海辺 の自然学校の全国展開を図ることが必要。
河川事業費	792,082の 内数	741,842 の内数	
簡易水質診断手法推進	2	1	

文部科学省文教施設企画部施設助成課
 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課
 文部科学省生涯学習政策局社会教育課
 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
 国土交通省河川局河川環境課
 国土交通省港湾局環境・技術課環境整備計画室
 環境省総合環境政策局環境教育推進室
 環境省水・大気環境局水環境課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章2節2 普及啓発	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	2, 4	
3. 本施策を展開する必要性とその目的 国民一人一人が環境問題に深い理解と認識を持ち、それぞれのライフスタイルや社会経済活動を環境への負荷の少ないものに変えていく必要があることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する環境教育と環境学習、これらの普及啓発を促進する。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
生物多様性センターにおける普及啓発	生物多様性センターでは、ホームページや展示室において、生物多様性の観点から、日本の自然環境の現状を各調査データ等を中心に紹介。 また、普及啓発活動の一環として、「生物多様性まつり」と称して、自然観察会や標本作製講習会等を実施。	
(2)各種記念日の活用	「みどりの日」(4月29日)、みどりの週間(4月23日~4月29日)を中心に、国民各層が参加する自然とのふれあい保全活動、緑化活動や緑の募金運動等を全国的に展開。	
6. 予算・税制等項目	7. 今後の課題	
	当初予算(百万円)	
	H16年度	H17年度
(2)国民参加の緑づくり活動推進事業	369	135
森林づくり交付金	-	4,431の内数
	条約や国家戦略について、効率的な普及啓発のあり方を検討し、実施していくことが必要。 その他、引き続き適正な事業を実施することが必要。	

農林水産省林野庁森林保全課
環境省自然環境局生物多様性センター

(3) 経済的措置

鳥獣の保護管理の担い手の確保等を目的として、狩猟税制の一本化等を内容とした税制改正を行い、平成16年度に狩猟税を創設しました。

1. 第4部における事項番号と施策名	3章3節 経済的措置等	
2. 第3部第2章の各テーマとの関係		
3. 本施策を展開する必要性とその目的		
補助金は、地方公共団体等による生物多様性の保全に資する施策の奨励め重要な手法であり、経済的措置は、生物多様性の保全に資する活動を行う者を支援する手法として重要。また、政府が出資している各種基金による助成を通じて、これら民間団体の活動の支援に努める。		
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況	
1 経済的助成		
(1)ウ. 都市公園等事業に対する国庫補助 都市公園の整備等に要する費用のうち一部について国庫補助。	都市公園等整備面積 106,370ha (H17.3)	
エ. 古都及び緑地保全事業に対する国庫補助 特別緑地保全地区等において緑地を適切に保全するために必要な土地の買い入れ及び施設の整備等に要する費用のうち一部について国庫補助。	近郊緑地特別保全地区決定状況 3,456ha(H17.3) " 土地買入実績 245ha(H17.3) 特別緑地保全地区決定状況 1,766ha(H17.3) " 土地買入実績 283ha(H17.3) 歴史的風土特別保存地区指定状況 8,327ha(H17.3) " 土地買入実績 620ha(H17.3)	
オ. 緑化推進対策事業等に対する国庫補助補助金 都市における公園・緑地 都市公園や特別緑地保全地区等に係る土地について、所得税や相続税、固定資産税等の特例措置。	森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援等を実施中。 特別緑地保全地区等内にある山林及び原野については相続税8割評価減。	
地方公共団体等による生物多様性の保全に資する施策	都道府県による特定鳥獣保護管理計画の策定等に対して予算補助を行った。	
(2)ア. 地球環境基金 国内の民間団体等による国内における環境保全活動を支援するため、活動費の助成や研修等を通じた人材育成を行う。	平成16年度に、自然保護・保全・復元の分野で、23件、62.0百万円の助成を実施した。また、研修事業として「地球環境市民大学校」を全国で29講座開催した。	
エ. 環境らしんばん 民間団体自らが実施する環境保全活動を支援するデータベース「環境らしんばん」を通じて、民間の助成金制度の募集情報の提供を行う。	平成16年度に、8団体の助成金制度の募集情報を掲載した。	
3 その他の経済的措置等	近郊緑地特別保全地区土地買入実績	
(2)民有地の買い入れ等 特別緑地保全地区等における民有地の買い入れ等 特別緑地保全地区等において、緑地を適切に保全するために必要な土地の買い入れについて国庫補助。	245ha(H17.3) 特別緑地保全地区土地買入実績 283ha(H17.3) 歴史的風土特別保存地区土地買入実績 620ha(H17.3)	
(3)税制上の措置 生物多様性の保全に資する活動を行う者を支援するため、税制上の措置を行う。	鳥獣の保護管理の担い手の確保等を目的として、狩猟税制の一本化等を内容として税制改正を行い、平成16年度に狩猟税を創設。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題
(1)	H16年度 H17年度	都市公園の整備、緑地の保全等の地方公

ウ．都市公園事業費補助	84,339	78,771	団体の取組に対し、引き続き財政的支援を行うことが必要。 森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を構ることが必要。
エ．古都及び緑地保全事業費補助	6,419	5,774	
緑地環境整備総合支援事業費補助	5,000	5,215	
オ．国民参加の緑づくり活動推進事業	369	135	
青年森林協力隊活動推進事業	17	-	
学校林整備・活用推進事業	52	47	
森林づくり交付金の内数	0	4431	
(2)			
ア．独立行政法人環境保全再生機構基金勘定運営費交付金の一部	1,074 の内数	1,011 の内数	
エ．地球環境パートナーシッププラザ運営費の一部	118 の内数	110 の内数	

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
 農林水産省林野庁森林保全課
 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室
 環境省総合環境政策局環境教育推進室

(4) 国際的取組

我が国は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ法」)を制定し、平成15年11月にカルタヘナ議定書を締結しました。平成16年2月、この議定書が我が国について発効し、カルタヘナ法も施行されました。我が国は生物多様性条約第7回締約国会議(COP7)に引き続き開催されたカルタヘナ議定書第1回締約国会議に締約国として参加しました。また、平成17年5月30日～6月3日に開催された第2回締約国会議にも参加しました。

ラムサール条約湿地検討会を開催し、平成17年11月開催予定の第9回締約国会議に向けて国内の登録すべき候補湿地について具体的検討を行い、第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込みとなりました。

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節1 生物多様性条約の下での取組 (1) 締約国会議等での取組 (2) 条約実施のための取組 (3) バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の効果的実施に向けた取組		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的 各種会合への参加を通じて、効果的な国際枠組作りを進めるなど、地球レベルでの生物多様性保全及び持続可能な利用の達成に貢献することが必要 議定書を効果的に実施するために必要な様々な措置の検討に積極的に参画するとともに、各国との協力や共通理解の促進に努めることが必要。			
4. 施策の概要		5. 施策の進捗状況	
(1) 締約国会議等での取組 第10回補助機関会合等への参加		第10回補助機関会合において、島嶼生態系、奨励措置、海洋・沿岸、内陸水、農業の生物多様性、世界分類学イニシアティブなどが議論され、締約国会議への勧告等が行われた。	
(2) 条約実施のための取組 ア. カルタヘナ議定書の発効と締結 ・ バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の効果的実施に向けた取組 ・ カルタヘナ議定書の効果的実施のための様々な措置を検討・実施。		・ 平成15年9月11日にカルタヘナ議定書が発効。我が国は同11月21日に締結し、平成16年2月19日、我が国について発効。 ・ カルタヘナ議定書の国内担保措置について関係省共同で検討をはじめ、第156回通常国会に法案を提出し、平成15年6月に公布され、平成16年2月に施行。	
(3) バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書の効果的実施に向けた取組 技術専門家会合への参加等		技術専門家会合への参加等を通じ、食料飼料加工用LMOの文書要件の検討等に貢献。	
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)	7. 今後の課題	
	H16年度	H17年度	
生物多様性条約締約国拠出金	194	180	重複の排除等による条約の効果的な実施及び予算の効率的執行とともに、効果的な国際枠組作りにも貢献することが引き続き必要。
カルタヘナ議定書締約国拠出金		47	

外務省大臣官房国際社会協力部地球環境課
環境省自然環境局野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節2 生物多様性関連諸条約との連携強化		
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7		
3. 本施策を展開する必要性とその目的			
国際的に「生物多様性条約」と関連する諸条約との連携を強化し、我が国の自然環境だけでなく、地球環境全体の保全に向けて取り組むことが必要。			
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況		
(1)ラムサール条約 国内条約湿地数の増加を促進する。アジア地域を中心に条約への加入、湿地の保全に協力。	ラムサール条約湿地検討会を開催し、平成17年11月開催予定の第9回締約国会議に向けて国内の登録すべき候補湿地について具体的検討を行い、第9回締約国会議期間中に新たに20箇所の湿地を条約湿地に登録できる見込み。アジア地域の代表として常設委員会に参加し、条約の運営に引き続き貢献。 また、アジア湿地目録の枠組作りを行った。東南アジア地域における湿地の保全及び管理に関するワークショップを開催。 さらにインド洋津波被害における湿地の被害状況を把握するために、事務局からの依頼で「環境上持続可能な沿岸の回復を支援するための国際NGOによる合同緊急影響評価活動」に任意拠出金のイヤマークを行った。		
(2)ワシントン条約 「種の保存法」に基づく、国内での譲渡し等の規制を実施するとともに、違法行為の防止、摘発に努める。	第13回締約国会議並びに第51回及び第52回常設委員会へ出席。MIKEプロジェクトに対する15万ドルの支援。 国際希少野生動植物種について種の保存法に基づき国内での取引規制を行った。また、これらの国内での譲渡規制が適切に行えるように種の保存法を一部改正し、個体等の登録事務を行う機関を環境大臣の指定制から登録制に改め、公正性や専門性を備えた機関が登録事務を行うこととした。		
(4)二国間渡り鳥条約・協定 二国間渡り鳥条約に基づき、二国間の渡り鳥等やその生息環境の保護のための施策を実施する。他のアジア地域の諸国と協力し、二国間の枠組の必要性について検討を進める。	アメリカ、ロシア、オーストラリア、中国及び韓国との間で二国間渡り鳥等保護条約等に基づく会議を実施し、渡り鳥の保護に関する情報交換を行った。また、条約等に基づく共同調査として、日中韓ズグロカモメ・日米ハマシギ共同調査、日中クロツラヘラサギ共同調査並びに日米アホウドリ人工衛星追跡共同事業を実施した。 平成16年3月に鳥インフルエンザの感染経路究明に資するために韓国の渡り鳥等の生息状況について調査を実施。		
(6)食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約（仮称） 各条文の明確化、具体的運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理、諸外国との関係や国内実施に必要な措置等に照らし対応を検討。	平成16年3月31日に40ヶ国以上が締結したため、本条約は同6月29日に発効し、2005年4月30日現在65ヶ国及びECが締結している。現在、各条文の明確化、具体的運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理、諸外国との関係や国内実施に必要な措置等に照らし対応を検討中。		
6. 予算・税制等項目	当初予算（百万円）	7. 今後の課題	
	H16年度	H17年度	
(1)ラムサール条約締約国拠出金 アジア地域湿地保全推進事業（アジア地域における生物多様性保全推進費の一部）	57 65の内数	63 57の内数	生物多様性関連諸条約に基づく取組と連携強化を一層促進することが必要。 また、ラムサール条約については、平成17年11月開催の第9回締約国会議の決

(2)ワシントン条約締約国拠出金 ワシントン条約対策費	101 10	98 9	議を受けて、我が国のラムサール条約湿地の取扱についての検討を進めることが必要。
(4)アジア地域渡り鳥等国際共同 研究推進費	24	25	食糧及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約(仮称)については、各条文の明確化、具体的運用、関係省庁等との調整、既存の国際条約との関係整理、諸外国との関係や国内実施に必要な措置等に照らし、引き続き対応を検討する。
(6)食糧及び農業に用いられる植 物遺伝資源に関する国際条約(仮 称)			

外務省大臣官房国際社会協力部地球環境課
農林水産省農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課
環境省自然環境局野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節3 国際的プログラムの推進
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	5, 6, 7
3. 本施策を展開する必要性とその目的 生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に進めていくためには、二国間、多国間等の様々な形態の国際協力が必要である。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1)GBIFを通じた協力 科学技術振興機構を通して、GBIFに対して米国と並び活動資金の最大の拠出。関係省庁連絡会議を設けて各省連携により国内対応について検討するとともに、国内の専門家により構成されるGBIF技術専門委員会を設置し、科学的見地から調査及び審議を行う。	平成16年度はGBIF技術専門委員会を2回開催し、GBIF活動について調査及び審議を行った。また、GBIFの設置に関するMOU(覚書)で定められている、国内データベース拠点の設置と運用について、平成16年度より大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立遺伝学研究所に拠点を設け、国内の標本等のデータ提供に対応している。
(5)国際的プログラムの推進 地球規模海洋生態系変動研究計画(GLOBEC) 地球規模での気候変化等が多様性に富む海洋生態系に与える影響の解明と、それを予測するモデルを開発する。	大学、研究機関等で行われているGLOBECに関する研究を「日本GLOBEC」の成果としてホームページにリンクを張り公開している。平成16年11月に第2回日中韓GLOBECシンポジウム(中国・杭州)を開催した。
土地利用・被覆変化研究計画(LUCC) 人間活動に起因する土地利用・被覆変化によって、物質循環や生態系の多様性が損なわれる過程の動態を解明することを目的とする。	LUCC・Focus2オフィスを運営している東京大学を中心にケーススタディの積み重ねという段階から、定量的・実証なモデル開発の段階に到達してきた。その過程で、水利用、生物多様性などとのリンクも次第に明示的に取り込めるようになってきた。
(6)UNESCOを通じた取組 ECOTONE(沿岸域及び陸水域の生態移行帯の管理に関するセミナー)の開催 ASPACO(生物圏保存地域等の持続可能な利用のためのアジア・太平洋地域協力会議)の開催	平成4年以降「破壊された沿岸生態系の管理と修復」をテーマに沿岸生態系及びエコトンを主な対象とするセミナーを実施。 アジアと太平洋地域の沿岸生態系の保全とそのための人材育成を目指したプロジェクトで、平成13年から会合等を実施し、平成16年末に終了。
(8)OECDを通じた協力 今後とも、OECDを通じたバイオテクノロジーと生物多様性の保全に関する取り組みを積極的に行う。	これまでに13作物種についての合意文書の作成に協力。
(10)アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保護 第 期戦略期間の履行を推進するため、渡り性水鳥の重要生息地ネットワークの拡充を図る。絶滅のおそれのある種について保全行動計画の策定を進める。	アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略を推進するため、国際事務局及び国内事務局の支援を行った。シギ・チドリ類重要生息地ネットワークへ球磨川河口、藤前干潟等が参加。
(11)国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の推進	平成16年度に中国、韓国、台湾、香港の研究者から、東アジア地域のサンゴ礁研究・モニタリングに関する情報を収集するとともに、東アジア及び東南アジア各国の研究者及び行政官を集め、ワークショップを開催した。 事務局を平成17年7月から2年間、パラオ共和国と共同で運営している。
(12)南極地域観測事業 海洋生産モニタリング 南極海域における環境変動を低次生産	南極・昭和基地への「しらせ」往復航路上において、表面海水から植物プランクトンを採取し、現存量の連続観測を行い、データベ

者群集の変化により把握する。 海洋大型動物モニタリング 大型捕食者の個体数調査から海水変動 による個体群変動を把握する。			ースを作成している。 南極・昭和基地周辺のアデリーペンギンの 個体数変動データをまとめている。
陸上生態系長期変動モニタリング 土壌微生物の変化から温暖化に対応し た植生変化の基礎データを取得する。			南極・昭和基地周辺の陸上植物のモニタリ ング観測に資するために、蘚苔類、淡水藻類、 地衣類の検索マニュアル(web版)を発行した。
6. 予算・税制等項目	当初予算(百万円)		7. 今後の課題
	H16年度	H17年度	
(1)GBIFを通じた協力 拠出金(科学技術振興機 構の運営費交付金中の推 計額)	70万ドル	70万ドル	GBIFを通じた協力については、本活動が 多数の省庁、機関の業務に関わることをかん がみ、関係省庁連絡会での活動をさらに活 性化し、活動への参加を呼びかけていくこと が必要。また今後とも着実に自然史等博物館 及び大学等の研究所等における国内の標本等 データベースの構築を推進すると共に、GBIF との連携を図っていくことが必要。 アジア太平洋地域における渡り性水鳥の 保護については、アジア・太平洋地域渡 り性水鳥保全戦略の推進を図るため国際 的な協力関係の強化を図るとともに、重 要生息地ネットワークの拡充を図ること が必要。 地球圏・生物圏国際協同研究計画(IG BP)については、生態系変動の予測のた めの数値モデルに必要な野外実験による パラメータ値の推定と、長期モニタリ ングデータの取得、及びそれらの品質を向 上させて管理することが必要。土地利用 変化やその環境影響に関する多数の事例 データについてクリアリングハウスの構 築などにより長期的な土地利用変化を再 現するためのデータの収集や共有化を進 めることが必要。 南極地域観測事業については、観測手 法は年々工夫が施されているが、長期観 測を通じた観測データの品質管理、観測 手法間での相互検定が必要。 また、毎年観測者が同一ではなく、 特に現場調査、目視観測等をベースとす る領域ではデータの品質管理、保持が重 要な課題。
国内資料のデータベー ス化等の検討のための調査 費(科学技術振興機構 の運営費交付金中の推 計額)	17	17	
ロード運営費(国立遺 伝学研究所)	55	80	
(5)地球圏・生物圏国際 協同研究計画(IGBP)拠 出金	17	17	
(10)第 期アジア太平洋 地域渡り性水鳥保全戦略 の推進(アジア地域にお ける生物多様性保全推進 費の一部)	65の内数	57の内数	
(11)国際サンゴ礁イニシ アティブ(ICRI)の推進事 業	21	47	
(12)南極地域観測事業 海洋生産モニタリング	18	7	
海洋大型動物モニタリ ング	11	1	
陸上生態系長期変動モ ニタリング	3	2	

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課、研究開発局海洋地球課
環境省自然環境局自然環境計画課、野生生物課

1. 第4部における事項番号と施策名	3章4節4 開発途上国との協力
2. 第3部第2章の各テーマとの関係	7
3. 本施策を展開する必要性とその目的	
開発途上国に対して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画立案・策定・実施、人材育成、施設の整備等の様々な側面で積極的に支援するとともに、開発途上国と協力しつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用の促進を図り、世界レベルの生物多様性の保全に寄与する。	
4. 施策の概要	5. 施策の進捗状況
(1) ア. 環境意識向上に向けた支援 生物多様性の保全と持続可能な利用についての積極的な取組の促進に係る政策対話の努力の継続・強化と、環境教育プログラムの推進。	インド「ハリヤナ州森林資源管理・貧困削減事業」(円借款)で日本のNGOと提携し、現地の小学生を対象に植林活動等を通じた環境教育を実施。ブラジル「東部アマゾン森林保全・環境教育プロジェクト」(技術協力プロジェクト(以下、「技プロ」という。))などを実施。
イ. 戦略的な研究の促進と技術・ノウハウ等の移転	「マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(技プロ)、「生物多様性情報システム」(集団研修)などを実施。
ウ. 国際機関、他の先進国の援助機関等との連携・協調	地球環境ファシリティ(GEF)に積極的に参加、貢献。財源補充交渉でも積極的なイニシアティブを發揮。GEF3(平成14年7月～18年6月)に対する拠出額は488億円で米国に次ぐ2位。
エ. 民間団体等の活動の支援 独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金等による開発途上国における民間団体等による取組の支援。	・平成16年度、地球環境基金において開発途上地域における自然保護・保全・復元の分野で、17件、64.9百万円の助成を実施した。 ・平成16年度の日本NGO支援無償資金協力実績(生物多様性関連)は、1事業、約466万円。
オ. 国内基盤の整備(国内専門家の活用・育成、情報・技術・経験の収集・整理等)	中国四川省を対象とした円借款の調査ミッションに広島県の植林専門家をアドバイザーとして同行させるなど、国内専門家を活用。
カ. 援助の実施に際しての生物多様性への配慮 各機関における環境配慮に関するガイドラインの的確な運用と、環境配慮実施のための基盤の強化。	・国際協力銀行(JBIC)において、平成15年10月より新環境ガイドライン(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン)及び異議申立手続要綱(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインに基づく異議申立手続要綱)を施行。 ・国際協力機構(JICA)において、平成16年3月にJICA環境社会配慮ガイドラインの改定作業を終了。同年4月より同ガイドラインを施行。
(2) ア. 自然環境の保全 自然環境データ整備、渡り鳥・湿地保全、希少種保護、国立公園の各項目に重点を置いた協力の推進。	インド「カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全計画」(円借款)、インドネシア「グヌンハリムンサラク国立公園管理計画」、「マレーシア・ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム協力」(以上、技プロ)、「湿地における生態系・生物多様性とその修復・再生及び賢明な利用」、「自然公園の管理・運営と利用(エコツアー)」(以上、集団研修)、イラン「アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査」(開発調査)などを実施。
イ. サンゴ礁の保護 貴重なサンゴ礁の環境・生態系の保護・自然資源の持続的な利用と、サンゴ礁及び関連する生態系についての研究、保全及び普及啓発。	フィリピン「北部パラワン持続可能型環境保全事業」(円借款)、「パラオ国際サンゴ礁センター強化プロジェクト」(技プロ)、「サンゴ礁生態系の保全管理」(集団研修)などを実施。
ウ. 熱帯生物資源の保護及び利用 開発途上国における熱帯生態系に関する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための能力構築への協力。	ブラジル「セラード生態コリドー保全計画」(技プロ)、「熱帯・亜熱帯地域におけるエコツーリズム人材育成研修」、「熱帯海洋生物多様性の保全と持続的利用技術」(以上、集団研修)などを実施。
エ. 農業分野における国際協力	「GIS(地理情報システム)による天然資源・農業生産

途上国の農業及び食糧増産に寄与できる遺伝資源の保全問題の解決及び持続可能な利用の促進に関する協力の推進。	物の管理」(集団研修)、タイ「北タイにおける自然資源の保全管理と持続可能な農業・農村開発のための計画策定調査」(開発調査) などを実施。	
オ．林業分野における国際協力 環境保全のための森林の保全・造成に関する技術協力、資金協力の推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度の植林事業は、水資源・環境無償では4事業、約11億円。平成16年度の新規植林事業は、円借款では4事業、約333億円。 ・ブラジル「東北部半乾燥地における荒廃地域の再植生技術開発計画」(技プロ)、オマーン「マングローブ林再生・保全・管理計画調査」(開発調査)、「持続可能な森林経営の実践活動促進」、「共生による森林保全」、「マングローブ生態系の持続可能な管理と保全」(以上、集団研修) などを実施。 ・ITTO(国際熱帯木材機関) を通じた我が国の支援として、プロジェクト実施のために総額約9億円の拠出を表明。 	
カ．漁業分野における国際協力 開発途上地域における水産業の振興と魚類生態系の保全に関する技術協力 その他国際協力の推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・コスタリカ「ニコヤ湾持続的漁業管理計画」、メキシコ「ユカタン半島湿地保全計画プロジェクト」(技プロ)、「熱帯海洋生物多様性の保全と持続的利用技術」(集団研修)、「魚類防疫・環境管理」(集団研修)、セネガル「漁業資源評価・管理計画調査」(開発調査) などを実施。 ・東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC) を通じた協力として東南アジア地域における「水産資源の持続的利用のための資源管理の推進」、「ウミガメ等国際的に問題となっている種の増養殖の推進」、「環境に配慮した持続的な技術の確立」などの活動を実施。 	
キ．遺伝子組換え生物の利用等の安全性の確保	FAOを通じた協力として、バイオテクノロジー関連体制整備事業「遺伝子組換え農作物の環境影響評価体制の確立(期間：平成14年5月～平成17年12月、拠出額：1,120,819米ドル、対象：アジア地域)」を実施。	
6．予算・税制等項目	当初予算(百万円) H16年度 H17年度	
(1) 工． 地球環境基金	1,074 の内数	1,011 の内数
NGO事業補助金予算	180	110
日本NGO支援無償資金協力予算	2,700	2,850
(2) オ．水資源・環境無償	23,000	23,500
	7．今後の課題 今後も引き続き開発途上国への協力を推進することが必要。	

外務省経済協力局開発計画課
外務省大臣官房国際社会協力部地球環境課
農林水産省農林水産技術会議事務局技術安全課、水産庁国際課
環境省総合環境政策局環境教育推進室